

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

敦安防発第17号
平成28年3月28日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都千代田区神田美土代町1番地1

氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛担当者 [REDACTED]
所 属 敦賀発電所安全・防災室
安全・防災グループマネージャー

電 話 [REDACTED]

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	敦賀発電所 福井県敦賀市明神町1番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和41年4月22日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成28年3月28日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 西川 一誠 滋賀県知事 三日月 大造 岐阜県知事 古田 肇 敦賀市長 津上 隆信
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 敦賀原子力館での閲覧 インターネットでの公表

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

敦賀発電所
原子力事業者防災業務計画

平成28年 3月

日本原子力発電株式会社

修正履歴

番号	年月日	内容
—	平成12年 6月16日	新規作成
1	平成13年 9月 7日	・中央省庁等改革に伴う省庁名称変更 ・記載の適正化
2	平成14年 8月26日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
3	平成15年 9月19日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
4	平成16年 9月17日	・地方公共団体・社内の組織変更に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・記載の適正化
5	平成17年10月 7日	・地方公共団体・社内の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
6	平成18年 9月29日	・副防災管理者変更に伴う反映 ・記載の適正化
7	平成19年 9月28日	・地方公共団体組織変更・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
8	平成20年 9月19日	・原子力災害対策特別措置法施行規則改正に伴う反映 ・地方公共団体及び関係機関の組織変更並びに社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
9	平成21年 9月18日	・発電所組織改正に伴う改正 ・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
10	平成22年 9月17日	・読み替え表の反映 ・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
11	平成25年 3月18日	・原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正 ・当社防災体制見直しに伴う修正 ・記載の適正化
12	平成25年12月19日	・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令等の改正 ・原子力災害対策指針を踏まえた反映 ・記載の適正化
13	平成27年 3月27日	・国の組織見直し等に伴う反映 ・社内組織改定に伴う反映 ・記載の適正化 ・原子力事業者間協力協定等の改正に伴う反映
14	平成28年 3月28日	・記載の適正化 ・その他

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定 義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	6
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害事前対策の実施	7
第1節 原子力防災体制等の整備	7
1. 体制の区分	
2. 原子力防災組織、原子力防災要員等	
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	
第2節 原子力防災組織の運営方法	10
1. 体制の発令及び解除の方法	
2. 権限の行使	
3. 要員の非常招集の方法	
4. 通報連絡先の一覧表の整備	
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備	13
1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査	
2. 原子力防災資機材の整備	
3. その他原子力防災関連資機材等の整備	
4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備	
5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材等の整備	
第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	15
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	
2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
3. 本店総合対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	
5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	
第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備	
の整備、点検	15
1. 緊急時対策室	
2. 集合、退避場所	

3. 応急処置室	
4. 気象観測装置	
5. プラントデータ表示システム	
6. S P D S による国へのデータ伝送	
7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置	
8. 本店総合災害対策本部室	
9. 原子力事業所災害対策支援拠点	
第6節 原子力防災教育の実施	18
1. 発電所における原子力防災教育	
2. 本店における原子力防災教育	
第7節 原子力防災訓練の実施	18
1. 発電所における原子力防災訓練	
2. 国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練	
第8節 関係機関との連携	19
1. 国との連携	
2. 地方公共団体との連携	
3. 防災関係機関等との連携	
4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	
第3章 緊急事態応急対策の実施	21
第1節 通報、連絡等	21
1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等	
2. 施設等の立上げ	
3. 通報の実施	
4. 情報の収集と提供	
5. 通話制限	
6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	
7. 他の原子力事業所等からの支援の要請	
第2節 応急措置の実施	23
1. 応急措置の実施の報告	
2. 退避誘導及び発電所内入構制限	
3. 放射性物質影響範囲の推定	
4. 消火活動	
5. 緊急時医療	
6. 二次災害防止に関する措置	
7. 汚染拡大の防止及び防護措置	

8. 線量評価	
9. 要員の派遣、資機材の貸与	
10. 広報活動	
11. 応急復旧	
12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	
13. 被災者相談窓口の設置	
14. 事業所外運搬に係る事象の発生時における措置	
第3節 緊急事態応急対策	28
1. 該当事象発生時の報告	
2. 応急措置の継続実施	
3. 要員の派遣、資機材の貸与	
4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策	
第4章 原子力災害中長期対策の実施	30
第1節 原子力災害中長期対策の計画等	30
1. 原子力災害中長期対策の計画	
2. 原子炉施設の復旧対策の実施	
3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除	
4. 原因究明及び再発防止対策	
5. 汚染の除去	
6. 被災者への生活再建等の支援	
第2節 要員の派遣、資機材の貸与	31
1. 原子力災害中長期対策に係る相互協力	
2. 他の原子力事業者への応援要請	
第5章 その他	32
第1節 福井県内の他原子力事業所への協力	32
第2節 福井県外の原子力事業所等への協力	32

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、敦賀発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策、その他原子力災害の発生及び拡大を防止し並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

5. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

6. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間ににおいて、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

7. 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

8. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令 195 号）で定めるところにより、発電用原子炉（以下「原子炉」という。）の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者
- (2) 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（承認を含む。船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
- (3) 規制法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（承認を含む。）を受けた者
- (4) 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者
- (5) 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者
- (6) 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者
- (7) 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないとされている者に限る。）

9. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき、発電所を統括管理する敦賀発電所長をいう。

11. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

12. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

13. 緊急事態応急対策等

原災法第16条に規定する原子力緊急事態に係る原子力緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策をいう。

14. 所在都道府県

発電所が所在する福井県をいう。

15. 所在市町村

発電所が所在する敦賀市をいう。

16. 関係周辺都道府県

発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。

17. 関係周辺市町村

発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき発電所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた福井県の美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市、滋賀県の高島市、長浜市及び岐阜県の揖斐川町をいう。

18. 緊急時対策室

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画命令」という。）第2条第2項第1号に規定する、原

子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。

19. 本店総合災害対策本部室

防災業務計画命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策室において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる本店の緊急時対策室をいう。

20. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。

21. テレビ会議システム

官邸（内閣官房）、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を結ぶテレビ会議システムをいう。

22. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

23. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置、その他の資材、又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

24. シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事態をいう。

25. 緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）

国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をすべく、原子力施設等の状況に応

じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。

26. 警戒事象

その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象、又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。）、原子力災害中長期対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段階	施策
原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための災害復旧計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

1. この計画の運用にあたっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策の各段階において災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県の原子力災害対策に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画

2. この計画の実施に係る具体的な手順については、必要に応じて別に定めるものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、この計画が前節1. (2) の地域防災計画に抵触しないことについて所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県の意見を聴いたうえで、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、次の手順によりこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨、意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。

- (1) 修正案の作成にあたっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (2) 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
- (3) この計画を修正した場合、様式1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た、この計画（修正）届出書の写し及びその計画書の要旨を所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告する。

2. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害事前対策の実施

第1節 原子力防災体制等の整備

1. 体制の区分

(1) 警戒体制

警戒事象が発生したとき、又は原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。

(2) 原子力防災体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表のとおり原子力防災体制を定める。

原子力防災体制の内容

発生事象	体制の名称
原災法第10条第1項に該当する特定事象が発生した場合	原子力防災体制

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) 発電所

- ① 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に示す原子力防災組織を設置する。
- ② 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-2に定める業務を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員の内から次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、本店等に必要に応じて要員派遣を要請する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及び他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

- b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力

- c. 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 本店

- ① 発電管理室長は、本店に別図 2-3 に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。
- ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。
- ③ 社長は、原子力防災管理者（発電所に対策本部を設置したときは発電所対策本部長）が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
- ③ 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
- ④ 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（①から③までの職務を除く。）
- ⑤ 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力

(2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

(3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表 2-4 のとおり任命するものとし、職務は次のとおりとする。

- ① 原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者が発電所にいないときの原子力防災組織の統括

(4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、副原子力防災管理者に別表 2-4 に定める代行順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。

- (5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式3を用いて、選任又は解任した日から7日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織の運営方法

1. 体制の発令及び解除の方法

(1) 警戒体制の発令

① 発電所

a. 第2章第1節1. (1)に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

b. 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、直ちに別図2-1に記載する発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理するとともに、発電管理室長に報告する。

② 本店

a. 発電管理室長は、原子力防災管理者から発電所における警戒体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、別図2-7により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における警戒体制を発令するとともに、直ちに別図2-3に記載する本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として本店警戒本部を統括管理する。

(2) 警戒体制の解除

① 発電所

発電所警戒本部長は、次の場合、本店警戒本部長と協議のうえ、警戒体制を解除することができる。

a. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。

b. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。

② 本店

本店警戒本部長は、発電所警戒本部長から警戒体制の解除について協議があった場合、本項(2). ①. a. 又はb. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、本店における警戒本部を解散することができる。

(3) 原子力防災体制の発令

① 発電所

a. 第2章第1節1. (2)の区分に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。原子力防災管理者は、原子力防災体制を

発令した場合は、別図 2-5 により直ちに発電管理室長（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、経理・資材室長又は発電管理室長、以下同じ。）に報告する。

なお、原子力防災体制の区分を変更する場合も同様の報告を行う。

c. 原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合又は特定事象に至ると判断した場合、号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示するとともに、本部員等から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。

また、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。

② 本店

発電管理室長又は経理・資材室長は、原子力防災管理者から発電所における原子力防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図 2-5 により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における原子力防災体制を発令するとともに、直ちに別図 2-3 に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として本店対策本部を統括管理する。

(4) 原子力防災体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部長と協議のうえ、原子力防災体制を解除することができる。

a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 22 条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合

b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の発生事象の原因の除去及び被害範囲の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節 1. (2) の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から原子力防災体制の解除について協議があった場合、本項 (4) ① a. 又は b. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制を解除することができる。

2. 権限の行使

- (1) 原子力防災体制が発令された場合、発電所の緊急事態応急対策等に関する一切の業務は、発電所対策本部のもとで行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策の活動等を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等に従事する。

3. 要員の非常招集の方法

- (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。
- (2) 発電管理室長は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図 2-7 に定める招集連絡経路を整備する。
なお、発電管理室長は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。
- (3) 発電管理室長は、発電所から原子力防災体制発令連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集経路を整備する。また、発電管理室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図 2-5 に示す原子力防災体制発令時の連絡経路
- (2) 別図 2-8 に示す発電所対策本部設置後の報告連絡経路

- (3) 別図2-9-1に示す警戒事象に基づく通報（連絡）経路
- (4) 別図2-9-2及び別図2-9-3に示す原災法第10条第1項に基づく社外通報（連絡）経路
- (5) 別図2-9-4及び別図2-9-5に示す原災法第10条第1項に基づく社外通報後の報告（連絡）経路

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表2-10に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を設置し、次の各項に定める各マネージャーに次の措置を講じさせる。

- (1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
- (2) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストを年1回以上定期的に校正し、記録を1年間保存する。
- (3) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理又は代替品を補充する。発電長及び放射線・化学管理グループマネージャーは、この間、他のモニタリングポストを監視する等の措置を講じる。
- (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式4を用いて設置又は変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (5) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(4)の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (6) 運転管理グループマネージャーは、モニタリングポストにより測定した放射線量の記録を、1年間保存する。また、安全・防災グループマネージャーは、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 2 項に定められた原子力防災資機材として別表 2-11 に定める原子力防災資機材を確保するとともに、次の措置を講じる。
- ① 定期的に保守点検を行う。
 - ② 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式 5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況について、翌月 7 日までに同様に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、関係機関等へ迅速かつ的確な通信連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表 2-12 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2-13 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2-14 を目安に配置する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備

総務室長及び発電管理室長は、別表 2-15 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、総務室長及び発電管理室長は、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材等の整備

発電管理室長は、別表 2-16 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表2-17に定める資料を内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行い、提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所に、別表2-18に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 本店総合対策本部が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、本店総合対策本部が設置される場所に、別表2-19に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表2-20に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

発電管理室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表2-21に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

1. 緊急時対策室

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-22に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表2-23により維持する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-23に示す仕様を維持されていることを確認する。

- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表 2-12 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。
- ① ファクシミリ、電話
 - ② テレビ会議システム
 - ③ プラントデータ表示システム（以下「S P D S」という。）による国へのデータ伝送機能^{※1}

※1 伝送経路の多重化・多様化：原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成28年度に整備完了予定

2. 集合、退避場所

安全・防災グループマネージャーは、別図 2-22 に示す場所を集合・退避場所に指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同じとする。

3. 応急処置室

総務グループマネージャーは、別図 2-24 に示す場所に応急処置室を整備する。

4. 気象観測装置

放射線・化学管理グループマネージャーは、別表 2-25 に示す場所に設置した気象観測装置の検出部、表示部及び記録装置を適正な状態で維持する。別表 2-25 の表のとおり定期的に点検を行い、記録を 1 年間保存する。また、当該装置に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

運転管理グループマネージャーは、気象観測装置により測定した記録を、1 年間保存する。

5. プラントデータ表示システム

プラント管理グループマネージャーは、発電所における S P D S を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

6. S P D S による国へのデータ伝送

- (1) プラント管理グループマネージャーは、別表 2-26 に定めるデータを緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）に伝送する S P D S を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(2) プラント管理グループマネージャーは、作業等により国が運用するE R S Sへのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置

総務グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、発電所における緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

8. 本店総合災害対策本部室

(1) 本店総務室長及び発電管理室長は、本店総合災害対策本部室を別表2-27により維持する。

(2) 本店の各室長は、本店総合災害対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-27に示す仕様が維持されていることを確認する。

(3) 本店総務室長は、非常用電源を本店総合災害対策本部室に供給可能なように整備・点検する。

(4) 本店の各室長は、別表2-15に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。

- ① ファクシミリ、電話
- ② テレビ会議システム

9. 原子力事業所災害対策支援拠点

発電管理室長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表2-28のとおりあらかじめ選定しておく。なお、敦賀発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図2-29に示す。

- (1) 被ばく管理・入退域管理
- (2) 汚染検査（サーベイ）・除染
- (3) 車両や重機等の除染・汚染検査
- (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管
- (5) サイト等立入車両の駐車
- (6) 物資輸送体制の整備

第6節 原子力防災教育の実施

1. 発電所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、次の項目について別表2-30に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

2. 本店における原子力防災教育

発電管理室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の事項について、別表2-31に定める以下の原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 放射線防護に関する知識
- (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (4) シビアアクシデントに関する知識

第7節 原子力防災訓練の実施

1. 発電所における原子力防災訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-32に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、総合訓練又は発電所総合訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本店と協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画について原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とは、平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 発電管理室長は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図る。
- (2) 発電管理室長は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と、都度、必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成する。

第3章 緊急事態応急対策の実施

第1節 通報、連絡等

1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等

(1) 警戒体制

原子力防災管理者は、別表3-1-1に定める事象(警戒事象)について通報を受け、又は自ら発見したとき、及び原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは警戒体制を発令し、直ちに必要な要員を召集する。

(2) 原子力防災体制

① 原子力防災管理者は、別表3-1-2に定める事象(特定事象)について通報を受け、又は自ら発見したとき、原子力防災体制を発令し、直ちに発電所対策本部の要員を非常招集する。

② 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、発電所対策本部長として発電所対策本部の指揮を行う。

2. 施設等の立上げ

(1) 原子力防災管理者(発電所に警戒本部を設置したときは、発電所警戒本部長。本章において以下同じ。)は、警戒体制を発令した場合、庶務班長に警戒本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(2) 社長は、発電所における警戒体制発令の連絡を受け、本店警戒本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(3) 原子力防災管理者(発電所に対策本部を設置したときは、発電所対策本部長。本章において以下同じ。)は、原子力防災体制を発令した場合、庶務班長に発電所対策本部及び原子力防災体制の立上げを指示する。

(4) 社長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

3. 通報の実施

原子力防災管理者は、別表3-1-1に定める事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したとき及び原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは警戒体制を発令し、様式7-1を用いて別図2-9-1に定める関係機関に通報を行う。原災法第10条第1項に規定する別表3-1-2の事象(特定事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき(発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬(以下この章及び第4章においては「事業所外運搬」という。))

の場合にあっては、事象の発生について通報を受けたとき）は、様式 7-2 に必要事項を記入し、15 分以内を目途として、別図 2-9-2 に定める通報（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官並びに各関係機関（発電所が輸送物の安全に責任を有する別表 3-2 に掲げるものの事業所外運搬の場合にあっては、別図 2-9-3 に定める通報（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関）にファクシミリ装置を用いて同時（事業所外運搬は除く。）に文書を送信する。さらにその着信を確認する。また、原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うとともに、原子力緊急事態支援組織による支援が必要と認めたときは、当該支援組織に対し派遣要請を行う。

4. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部情報班長は、前項により通報（事業所外運搬に係るものを除く。）を行った場合、SPDS による原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。
- (2) 発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
 - ④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等
 - ⑥ 気象状況
 - ⑦ 収束の見通し
 - ⑧ 放射性物質影響範囲の推定結果
 - ⑨ その他必要と認める事項
- (3) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式 8 にまとめ、別図 2-9-4 に定める報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（原子力防災体制時にあっては別図 2-8）にファクシミリ装置及び電話で報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。（事業所外運搬にあっては、様式 9 に必要事項を記入し、別図 2-9-5 に示す報告（連絡）経路により報告する。）

- (4) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

5. 通話制限

発電所対策本部庶務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。

6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第3章第1節2. (4) で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、発電所における災害復旧作業の支援を指示する。

7. 他の原子力事業所等からの支援の要請

本店対策本部長は、第3章第1節3. の通報を実施した場合、以下の他の原子力事業所等からの支援を要請する。

- (1) あらかじめ関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）及び当社で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
- (2) 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、本節2. から12.（事業者外運搬にあっては本節14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記の事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

また、発電所対策本部情報班長は、その実施状況の概要を様式8に記入し、別図2-9-4に示す報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（原子力防災体制時にあっては別図2-8）に報告するとともにあらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。（事業所外運搬にあっては、様式9にその概要を

記入し、別図2-9-5に示す報告（連絡）経路により報告する。）

2. 退避誘導及び発電所内入構制限

- (1) 発電所対策本部庶務班長は、発電所内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。
- (2) 発電所対策本部庶務班長は、発電所退避者に対して、所内放送装置及びペーパージング等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力して災害状況の説明を行い、バス等による輸送もしくは退避誘導員の誘導により、退避場所への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。
- (3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を集合・退避場所より発電所外に退避させるよう指示する。なお、退避にあたっては関係機関と調整を行う。発電所対策本部情報班長は、退避時には直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。この際、発電所対策本部庶務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。
- (4) 発電所対策本部庶務班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入構を制限するとともに、発電所内における原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射性物質影響範囲の推定

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部に放出された放射性物質の量の評価を行う。
- (3) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所緊急時モニタリングのデータ、前号の評価結果、気象観測データ等から放射性物質影響範囲を推定する。

4. 消火活動

原子力災害時に火災が発生した場合、発電所対策本部庶務班長及び運転班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 緊急時医療

- (1) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷した者及び放射線による障害が発生し

た者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、速やかに負傷者等を放射線による影響の少ない場所に救出し、必要に応じ別図2-24に示す応急処置室に搬送する。

- (2) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等に別図2-24に示す発電所内の応急処置室での応急処置及び除染等必要な措置を講じる。また、発電所対策本部保健安全班長は、医療機関への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部保健安全班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部保健安全班長は、その旨を福井県に報告する。
- (4) 発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部の庶務班長、保健安全班長及び放射線管理班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害の防止のため必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。

7. 汚染拡大の防止及び防護措置

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか必要に応じ所内放送装置又はペーディング等により周知する。

また、応急措置を講じる場所において放出放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。

- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。なお、発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-3に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者及び原子力災害対策活動等を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、発電所に係る事象が発生した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所敷地外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようするため、本店対策本部長の協力を得て、別表 3-4 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

10. 広報活動

- (1) 発電所対策本部広報班長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から発電所での取材要請を受けた場合又は当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、本店対策本部長の協力を得て、別図 3-5 に記載した場所に現地プレスセンターを開設する。
- (2) 発電所対策本部広報班長は、別図 3-5 に示す連絡経路により公表する内容を取りまとめ、記者発表を行う。
- (3) 発電所対策本部広報班長は、公表する内容を別図 2-9-2（警戒体制時にあっては別図 2-9-1）に示す経路により関係箇所に連絡するとともにあらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (4) 発電所対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を隨時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。
- (5) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。

11. 応急復旧

- (1) 発電所対策本部運転班長及び保修班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡回点検の実施により、発電所設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) 本店対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請するとともに、発電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) 発電所対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、十分な連絡調整を実施する。

12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、各班長に対し以下に示す事項を指示し、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センターで実施される事故拡大の可能性の予測や放射性物質の影響範囲等の評価について十分把握する。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより発電用原子炉施設（以下原子炉施設）という。）の運転状態を把握し、炉心の健全性を推定して、燃料破損又はその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部運転班長及び放射線管理班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長及び放射線管理班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、施設内の放射線量の推移等から、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長及び発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (5) 発電所対策本部各班長は、その他の原子炉施設について、事故が発生した原子炉施設による影響を考慮し、当該施設の保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況から、事故による周辺環境への影響を予測する。

13. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

14. 事業所外運搬に係る事象の発生時における措置

- (1) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る応急措置を講じる場合、本店等の協力を得て、直ちに別表3-4に定める要員の派遣、資機材の貸与等必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当社が事業所外運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。
 - ① 立入禁止区域の設定及び退避等の実施
 - ② 環境放射線モニタリングの実施
 - ③ 消火、延焼防止措置の実施
 - ④ 負傷者等の救出
 - ⑤ 輸送物の安全な場所への移動

- ⑥ 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施
- ⑦ その他、必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 該当事象発生時の報告

発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-6に定める報告基準に至った場合は、様式10を用いて、別図2-9-4（事業所外運搬の場合にあっては様式11を用いて、別図2-9-5）に示す報告（連絡）経路に基づき、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに関係機関にファクシミリ装置及び電話で報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.「要員の派遣、資機材の貸与」を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

(1) 発電所対策本部長は、本店の協力を得て指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表3-7に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。

(2) 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-7に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合は現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指示に基づき災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

(3) 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店からの支援を必要とするときは、要員の派遣及び資機材の貸与について、本店対策本部長等に要請する。

4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策

発電所対策本部長は、本店等の協力を得て、直ちに別表 3-7 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第4章 原子力災害中長期対策の実施

第1節 原子力災害中長期対策の計画等

1. 原子力災害中長期対策の計画

発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともにあらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査、汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 原子炉施設の復旧対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除

(1) 原子力防災体制の解除

- ① 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節1. (4) ①により原子力防災体制を解除する。また、原子力防災管理者は、原子力防災体制を解除し発電所対策本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-4(事業所外運搬にあっては別図2-9-5)に定める報告（連絡）経路に基づき各機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。
- ② 本店対策本部長は、第2章第2節1. (4) ②により原子力防災体制を解除した場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

(2) 警戒体制の解除

- (1) 発電所警戒本部長は、第2章第2節1.(2)①により発電所の警戒体制を解除する。また、原子力防災管理者は、警戒体制を解除し発電所警戒本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-1に定める報告（連絡）経路に基づき各機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。
- (2) 本店警戒本部長は、第2章第2節1.(2)②により、本店の警戒体制を解除する。

4. 原因究明及び再発防止対策

発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

5. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

6. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

1. 原子力災害中長期対策に係る相互協力

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようするため、前節の原子力災害中長期対策計画に基づき別表4-1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。

2. 他の原子力事業者への応援要請

発電所対策本部長は、前項の業務に関し、他の原子力事業者の要員の派遣又は資機材の貸与を必要とする場合、次により応援要請を行う。

- (1) 電力各社の応援を必要とするときは、本店対策本部庶務班長に要請する。これを受けた本店対策本部庶務班長は、「原子力災害時における原子力事業者間協力

協定」に基づき、電力各社に応援を要請する。

- (2) 福井県内の原子力事業者の応援を必要とするときは、関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で構成される支援組織である若狭地域原子力事業者支援連携本部に要請する。

第5章 その他

第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、発災事業者から応援の要請があった場合、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-1に定める要員の派遣及び資機材の貸与
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力
- (3) (1)及び(2)による協力を円滑に進めるための発電所支援会議の設置

第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、発電管理室長の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、別表5-2に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。

敦賀発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成28年 3月

日本原子力発電株式会社

目 次

図 表 集

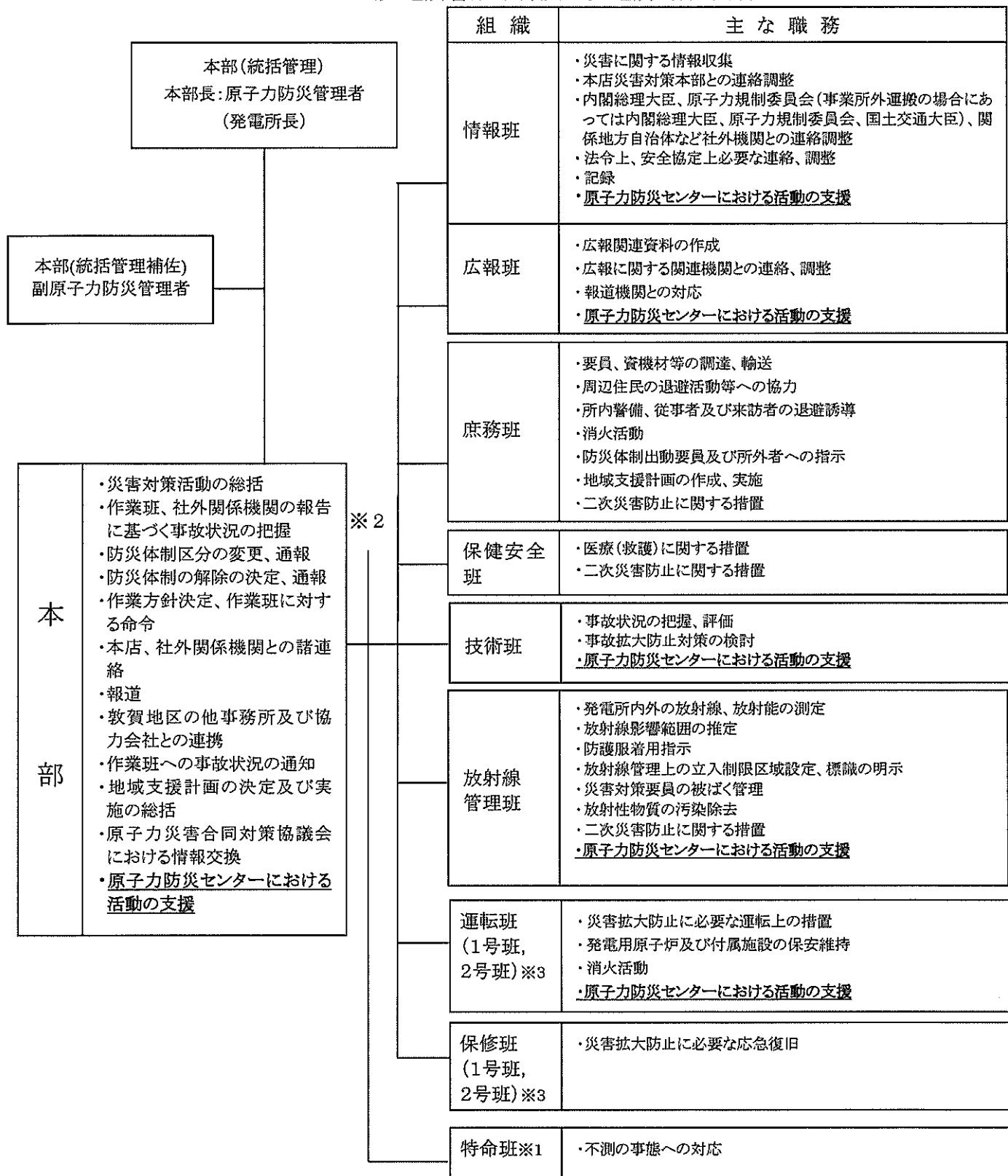
別図 2-1	警戒体制・原子力防災組織及び職務（発電所警戒本部及び発電所対策本部）	1
別表 2-2	原子力防災要員の職務と配置	2
別図 2-3	本店警戒本部及び本店総合災害対策本部の組織及び職務	3
別表 2-4	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	5
別図 2-5	原子力防災体制発令時の連絡経路	6
別図 2-6	原子力防災要員の非常招集連絡経路（発電所原子力防災要員）	7
別図 2-7	本店対策本部要員の非常招集連絡経路	8
別図 2-8	発電所対策本部設置後の報告連絡経路	9
別図 2-9-1	警戒事象に基づく通報（連絡）経路	10
別図 2-9-2	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路－ (発電所内での事象発生)	11
別図 2-9-3	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路－ (事業所外運搬での事象発生)	12
別図 2-9-4	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ (発電所内での事象発生)	13
別図 2-9-5	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ (事業所外運搬での事象発生)	14
別表 2-10	発電所敷地周辺付近の放射線測定設備	15
別表 2-11	原子力防災資機材	16
別表 2-12	原子力防災関連資機材	17
別表 2-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材	18
別図 2-14	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	19
別表 2-15	本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材	20
別表 2-16	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	21
別表 2-17	原子力防災センターに備え付ける資料	22
別表 2-18	緊急時対策室に備え付ける資料	23
別表 2-19	本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料	24
別表 2-20	原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	25
別表 2-21	原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料	26
別図 2-22	緊急時対策室建屋及び集合・退避場所	27
別表 2-23	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	28

別図 2-24	発電所内の応急処置室施設	29
別表 2-25	緊急事態応急対策等の活動で使用する気象観測装置	30
別表 2-26	緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧	31
別表 2-27	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	33
別表 2-28	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	34
別図 2-29	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置	35
別表 2-30	発電所の原子力防災教育の内容	36
別表 2-31	本店の原子力防災教育の内容	37
別表 2-32	原子力防災訓練の内容	38
別表 2-33	原子力緊急事態支援組織	39
別表 3-1-1	原子力災害対策指針に基づく警戒事象	40
別表 3-1-2	原災法第10条第1項に基づく特定事象	46
別表 3-1-3	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	56
別表 3-1-4	放射性物質障壁の詳細	58
別表 3-2	発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬	62
別表 3-3	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	63
別表 3-4	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与	64
別図 3-5	公表内容の連絡経路	65
別表 3-6	原災法第15条第1項に関する緊急事態事象	66
別表 3-7	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与	74
別表 4-1	原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与	75
別表 5-1	福井県内他原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与	76
別表 5-2	福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与	77

様 式 集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	7 8
様式 2	原子力防災要員現況届出書	7 9
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	8 0
様式 4	放射線測定設備現況届出書	8 1
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	8 2
様式 6	防災訓練実施結果報告書	8 3
様式 7-1	警戒事象発生通報	8 4
様式 7-2	特定事象発生通報	8 5
様式 8	応急措置の概要連絡様式（原子炉施設）	8 6
様式 9	応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）	8 9
様式 10	原災法第15条第1項に関する報告様式（原子炉施設）	9 1
様式 11	原災法第15条第1項に関する報告様式（事業所外運搬）	9 4
参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準 E A Lマトリックス表（BWR・PWR）	9 6

警戒体制・原子力防災組織及び職務
(発電所警戒本部及び発電所対策本部)



※1：不測の事態に対応するため、本部長が必要に応じて特命班を設置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む）する。（指揮者：本部員等（副長職以上））

※2：必要に応じて、1号機指揮者及び2号機指揮者を設置する。なお、災害の規模に応じて設置箇所を判断する。

※3：必要に応じて、1号班及び2号班を設置する。なお、図は運転班及び保修班の例を示す。

注1：太字は、原子力防災体制で付加される職務

別表 2-2
原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部員 情報班員 4名以上
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力	発電所内又は原子力防災センター	本部長代理 情報班員 本部員 4名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内、プレスセンター又は原子力防災センター	本部員 広報班員 情報班員 4名以上
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内又は原子力防災センター	本部員 技術班員 放射線管理班員 運転班員 7名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	本部員 運転班員 技術班員 4名以上
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	本部員 保修班員 4名以上
放射性物質による汚染の除去	発電所内又は原子力防災センター	放射線管理班員 4名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部員 保健安全班員 4名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上

本店警戒本部及び本店総合災害対策本部の組織及び職務

組織	主な職務	人数
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 当該災害に関する情報の収集※1 現業機関災害対策本部対応への指導・援助 本店が担当する社外関係機関との連絡・調整及び法令上必要な連絡、報告※1 各班との連絡調整※1 	8
※ 別図 2-3 (2/2) に示す		
本部 (統括管理) 本部長: 社長		
(本部) 副本部長 本部長付		
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 通信施設の確保※1 定められた総合災害対策本部要員では災害対策活動を十分行うことができないと判断される場合の追加要員の選定及び本部長承認後の招集※1 応援計画案の作成及び各班応援計画案の取りまとめ※1 社内警備 その他必要な事項※1 	10
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 報道機関等 (現業機関災害対策本部が行うものを除き、国の広報担当箇所を含む。)との対応※1 広報関係資料の作成※1 応援計画案の作成 	6
技術班	<ol style="list-style-type: none"> 発電用原子炉・燃料の安全性に係る事項の検討※1 発電所施設・環境調査施設の健全性の確認 発電所 (現業機関) の災害対策本部が行う応急活動の検討※1 応援計画案の作成 	8
放射線 管理班	<ol style="list-style-type: none"> 放射線管理に係る事項の検討 個人被ばくに係る事項の検討 応援計画案の作成 	4
保健 安全班	<ol style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療に係る事項の検討 応援計画案の作成 	4

※：本部長は、必要に応じ以下の組織を設置する。

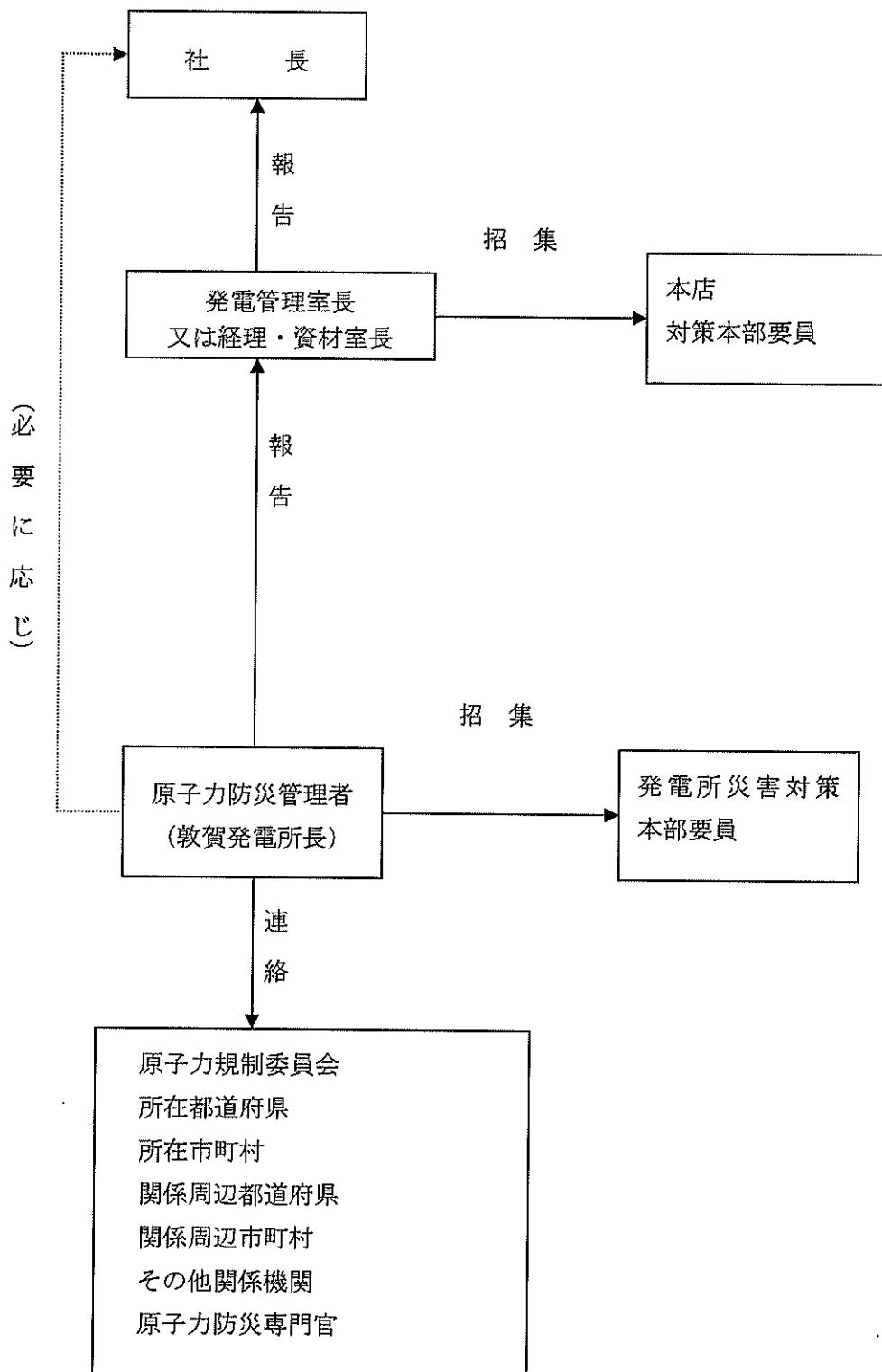
組織	主な職務	人数
原子力施設事態即応センター班	1. 原子力規制委員会、緊急時対策等の対応	4
原子力緊急時後方支援班	1. 状況把握・拠点選定・運営 2. 資機材調達・受入 3. 輸送計画の作成 4. 調達資機材の管理 5. 要員の入退管理 6. 要員・資機材の放射線管理 7. 住民避難行動等状況把握 8. スクリーニング計画作成 9. 避難住居要請対応計画作成（空社宅提供等） 10. 国、自治体と連携した汚染検査、除染計画作成	10
原子力災害被災者対応チーム	1. 自治体との連携 2. 避難所対応 3. 被災者対応 4. 地域モニタリングの計画作成	30
原子力損害賠償チーム	1. 補償相談・広報計画作成 2. 初期の補償窓口 3. 本格体制の準備 4. 法令手続き	20

※1：警戒体制発令時の主な職務を示す。なお、本店警戒本部の体制は、警戒事象に応じ本店警戒本部長がこの組織から必要要員をその都度指名する。

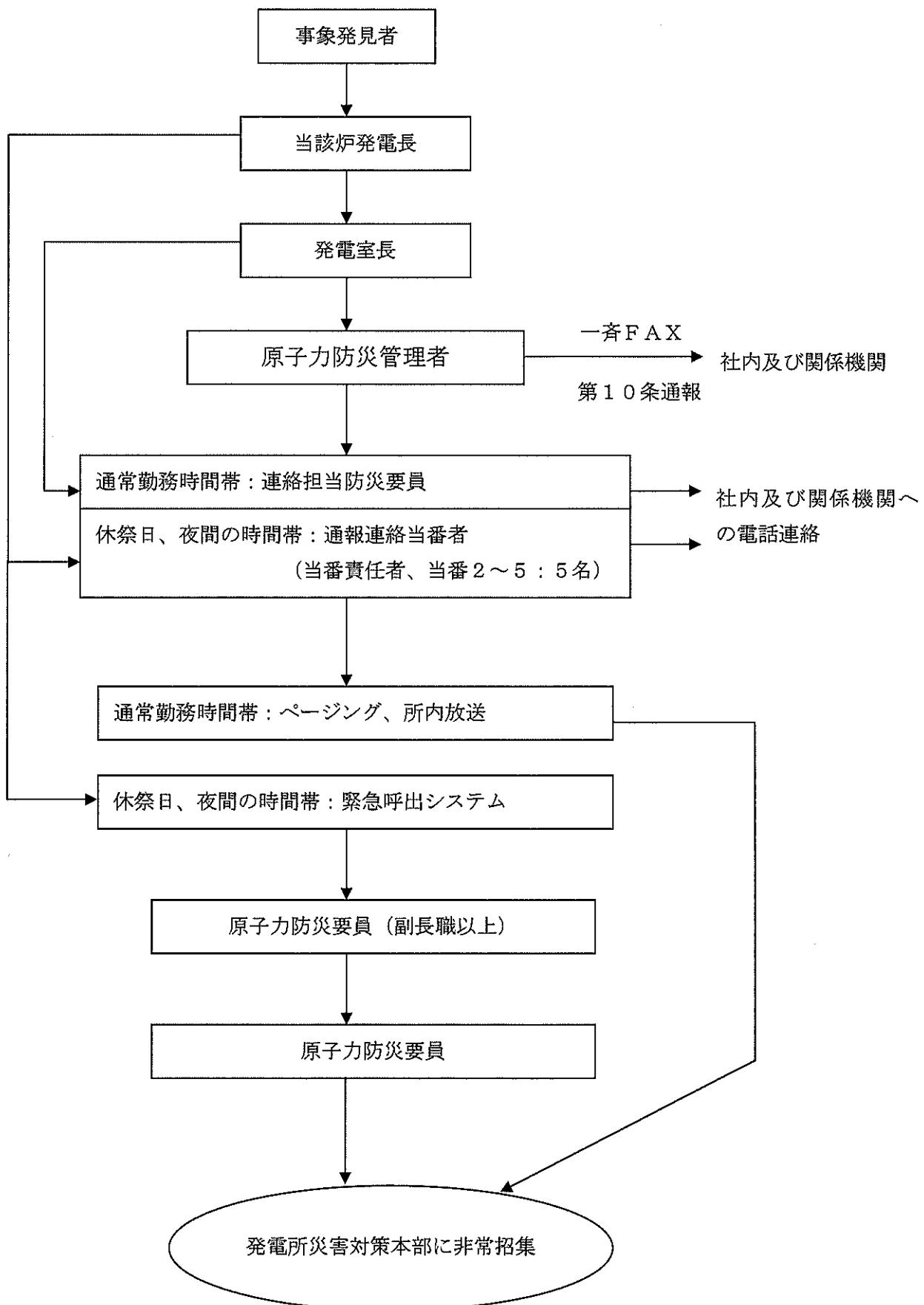
副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

代行順位	副原子力防災管理者
1	所長代理
2	副所長、業務高度化支援担当
3	副所長、原子力災害防止担当
4	副所長、業務効率化推進担当
5	副所長、能力開発担当
6	次長、安全推進担当、環境共生担当
7	発電室長
8	保修室長
9	廃止措置準備グループマネージャー
10	保修室員

原子力防災体制発令時の連絡経路

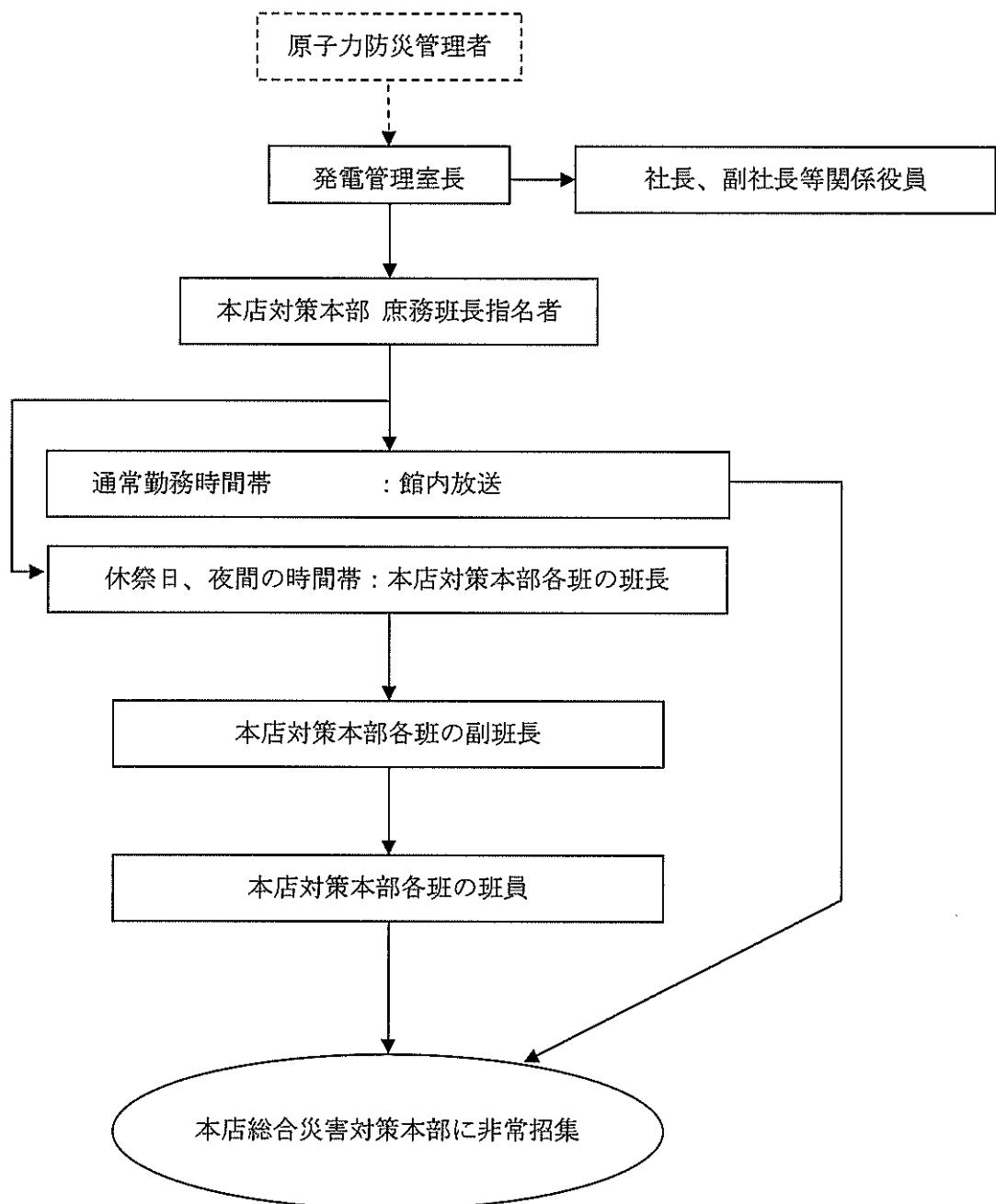


原子力防災要員の非常招集連絡経路
(発電所原子力防災要員)

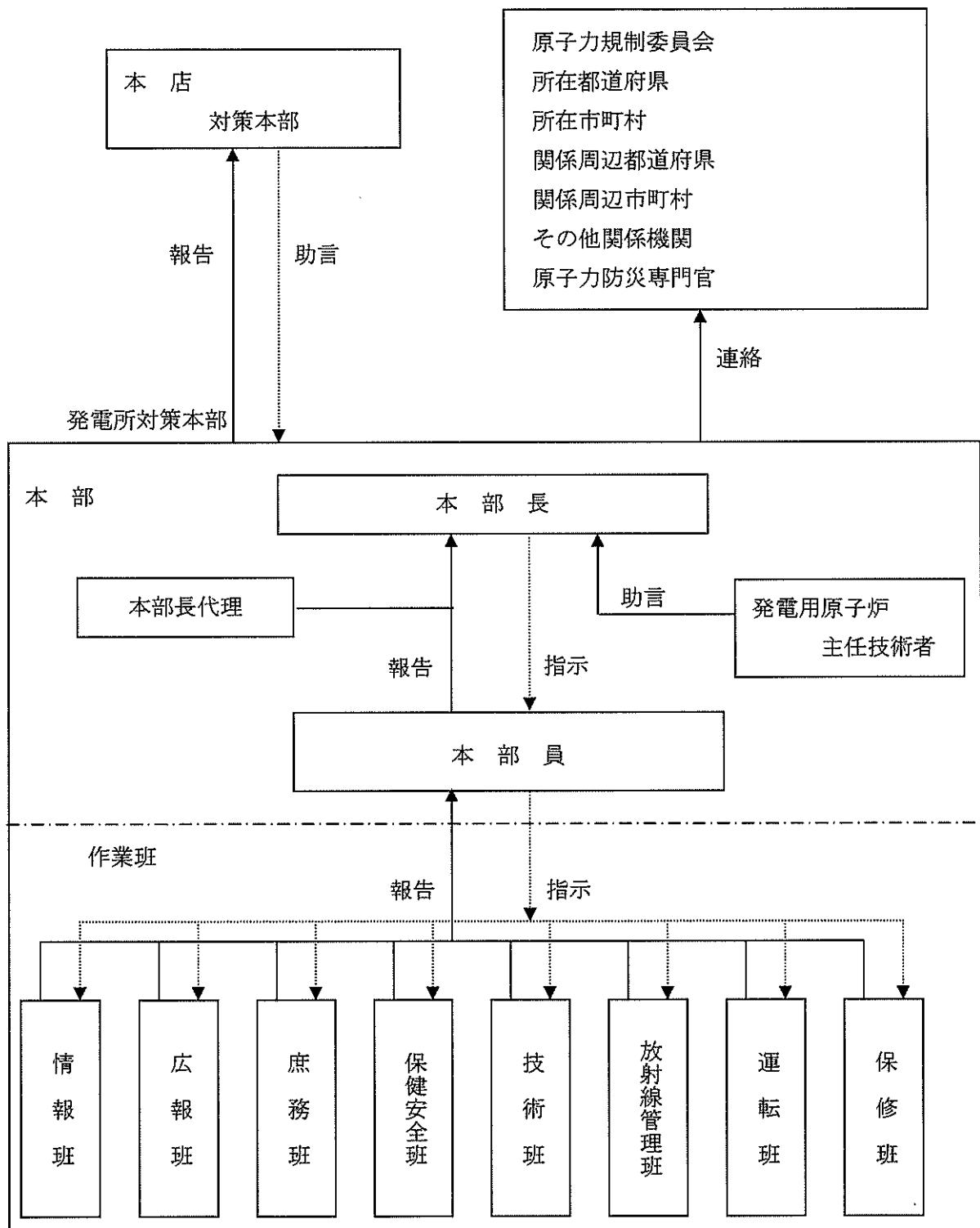


別図 2-7

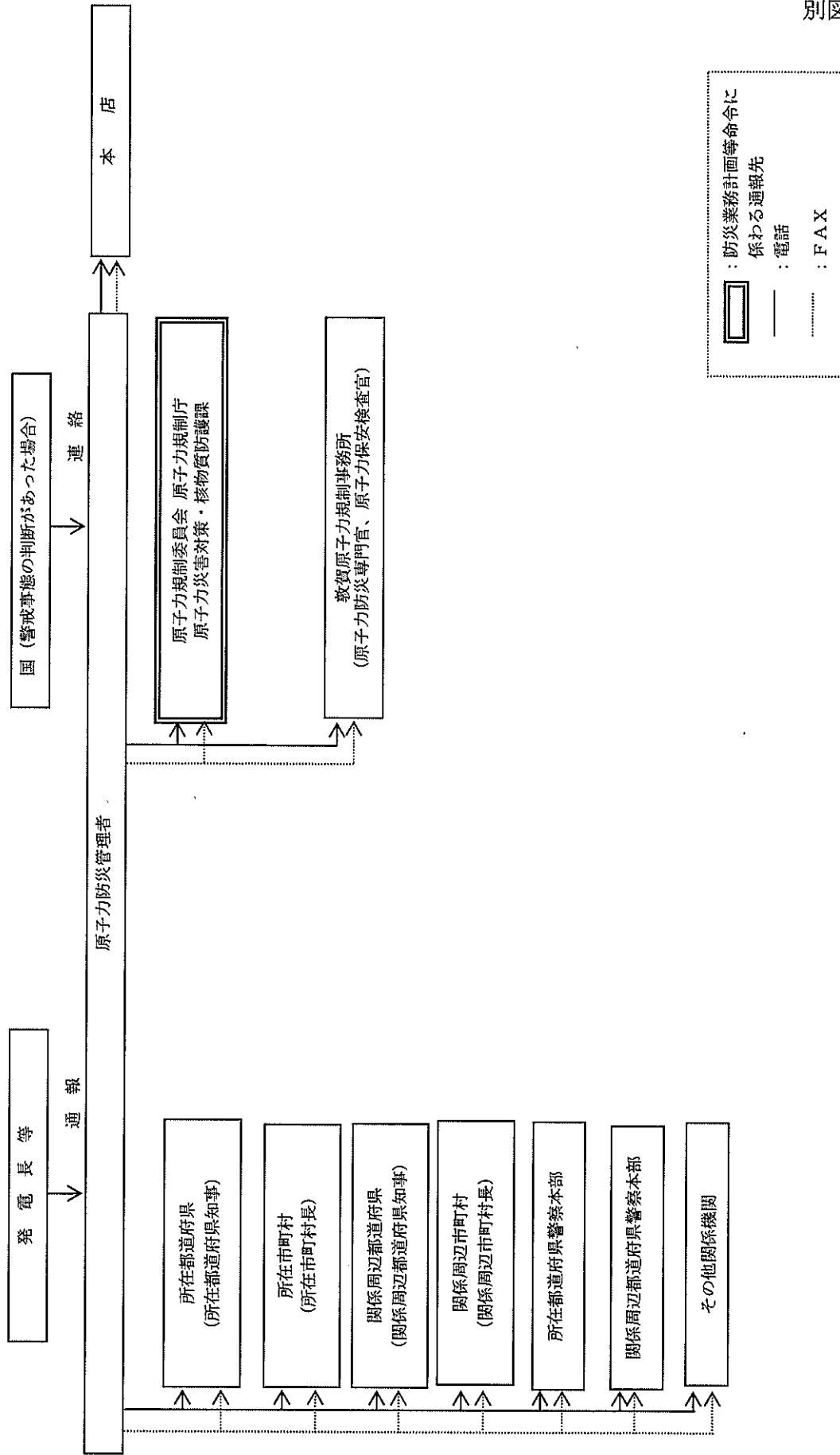
本店対策本部要員の非常招集連絡経路



発電所対策本部設置後の報告連絡経路



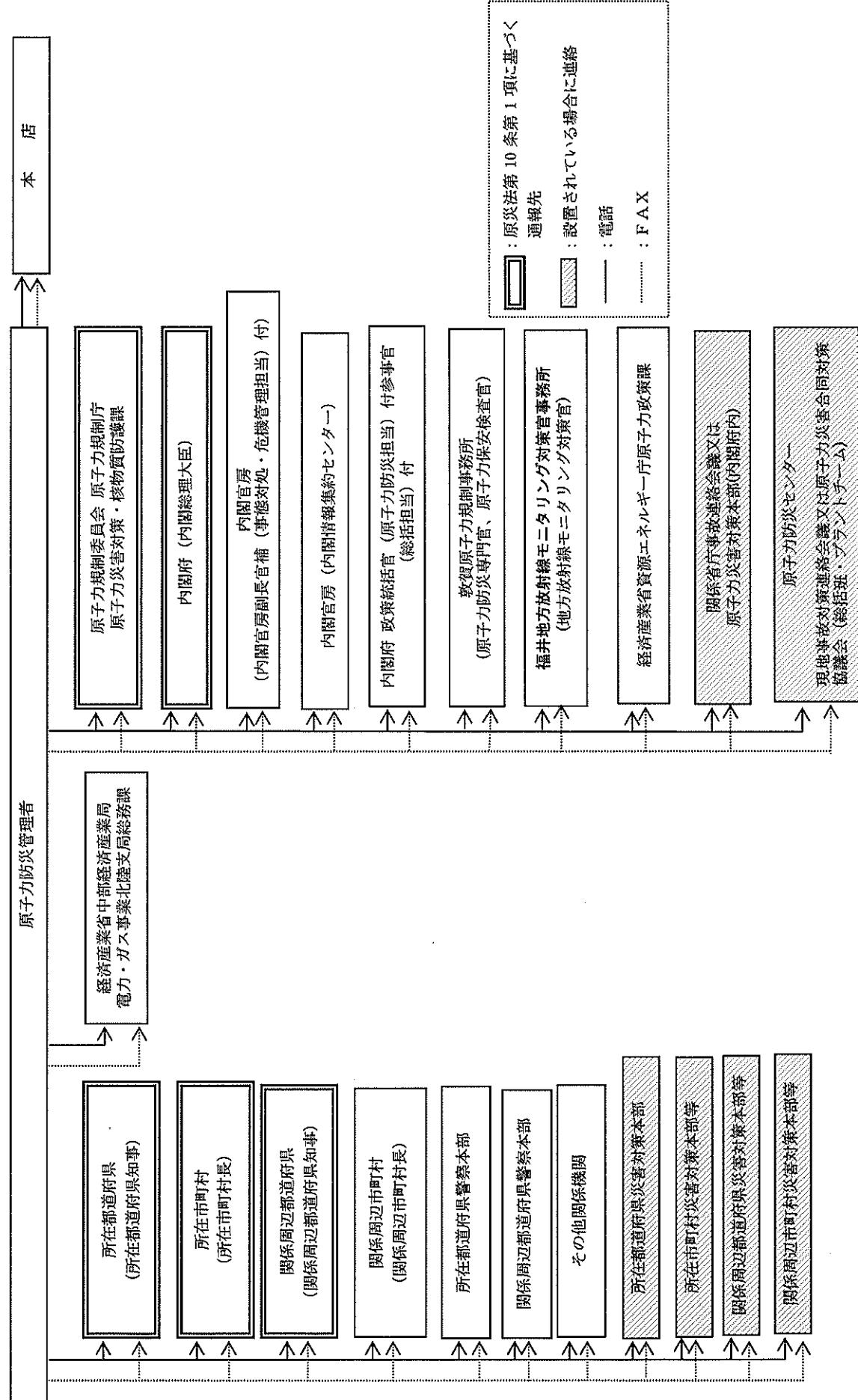
警戒事象に基づく通報（連絡）経路



別図 2-9-1

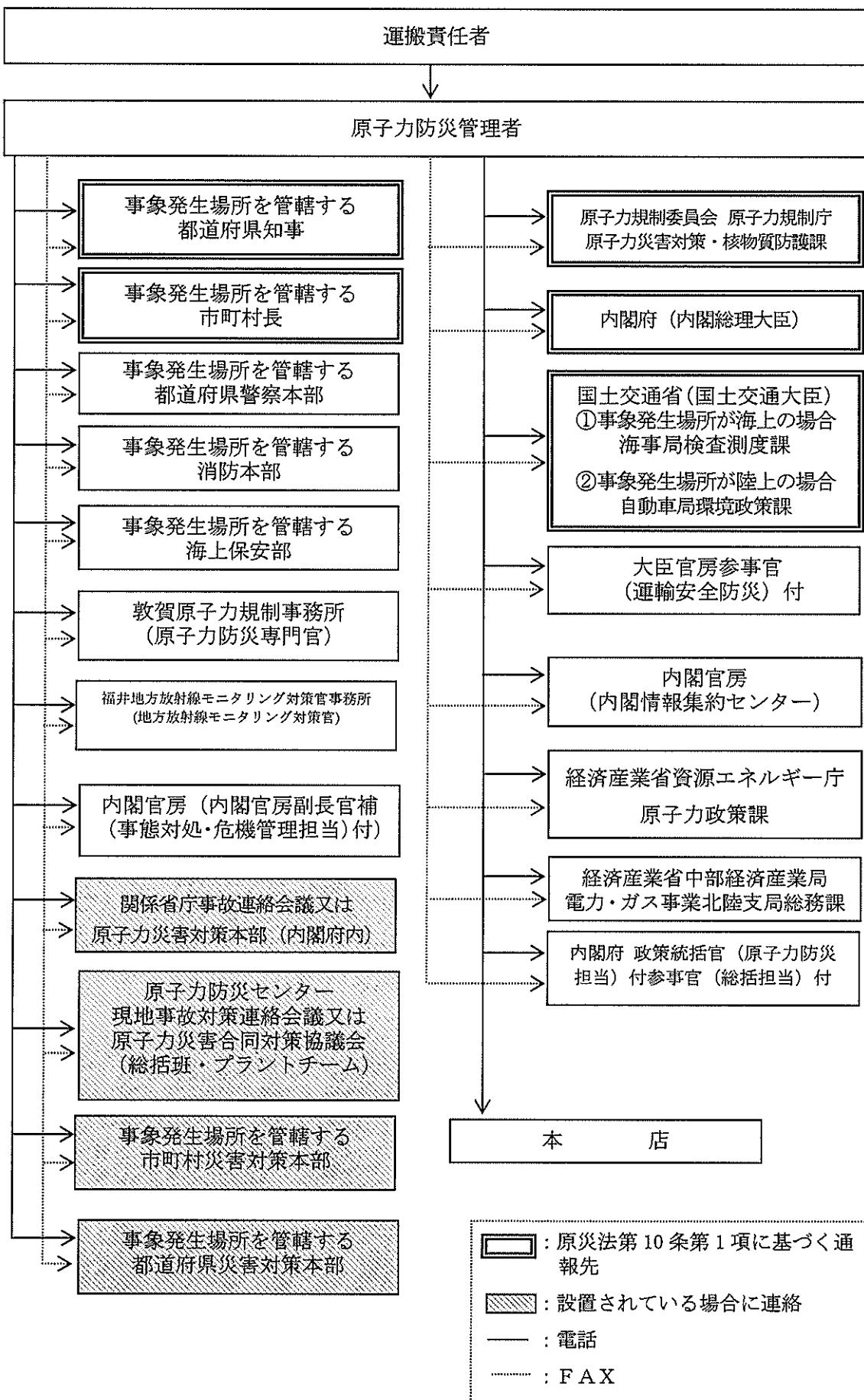
対外通報先一原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路一

（発電所内での事象発生）

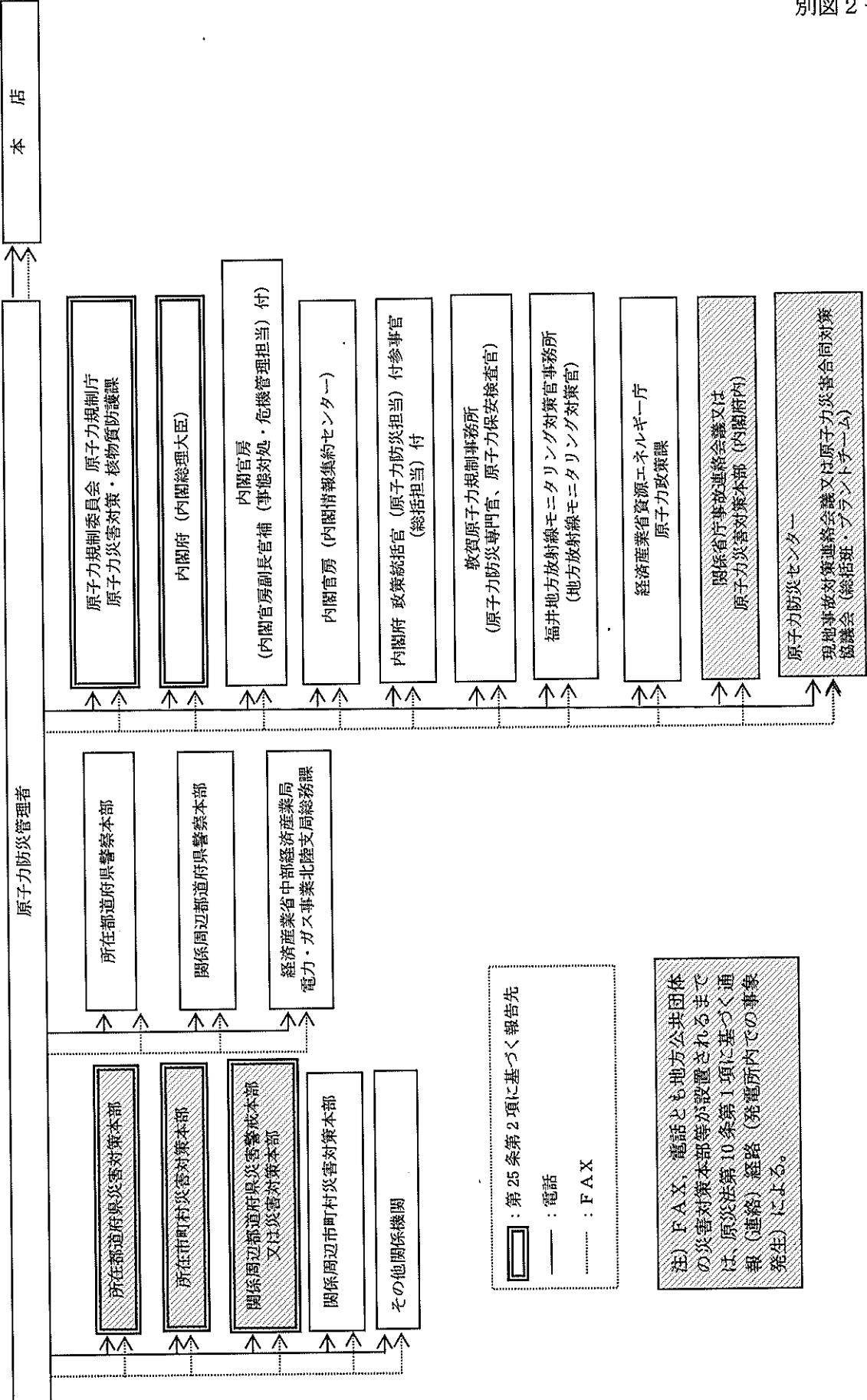


別図2-9-2

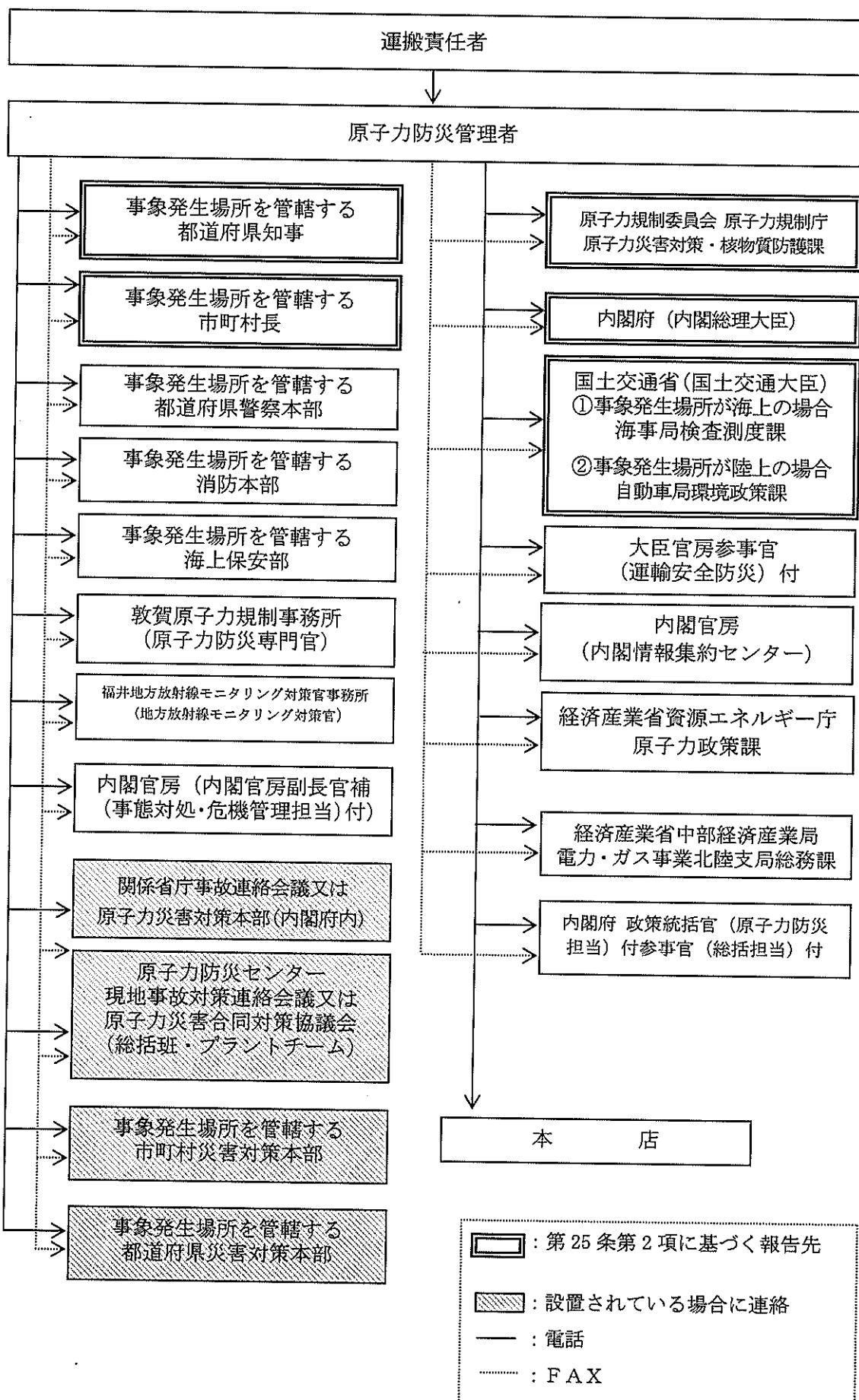
対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路－
(事業所外運搬での事象発生)



対外通報先一原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路一
(発電所内での事象発生)



対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ （事業所外運搬での事象発生）



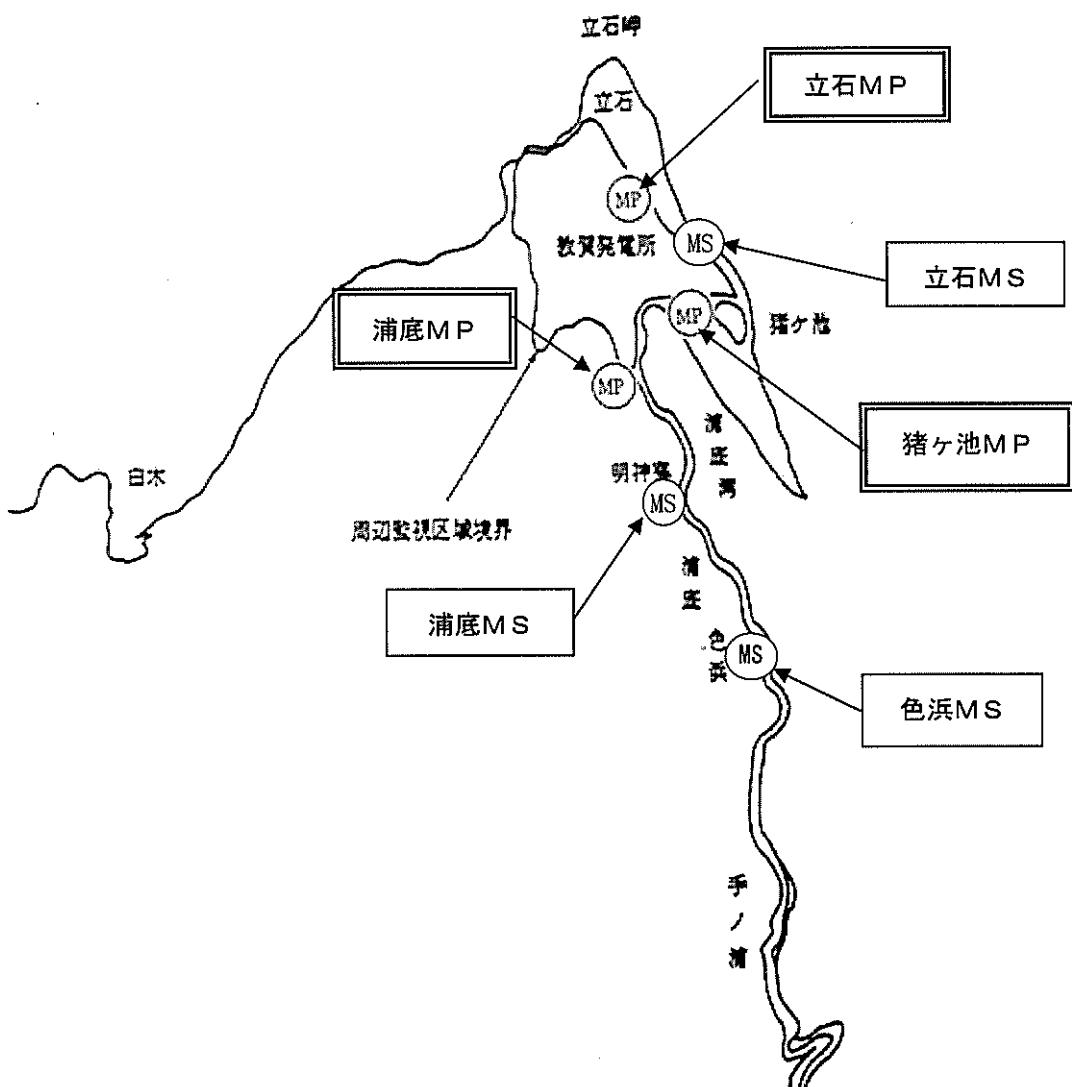
別表 2-10

発電所敷地周辺付近の放射線測定設備

名称	測定対象	点検頻度	測定器の種類（測定レンジ）
立石MP	空間線量率	1回／年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
猪ヶ池MP	空間線量率	1回／年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
浦底MP	空間線量率	1回／年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
立石MS	空間線量率	1回／年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
浦底MS	空間線量率	1回／年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
色浜MS	空間線量率	1回／年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)

MP : モニタリングポスト（原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備）

MS : モニタリングステーション



モニタリングポスト

（原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備）



モニタリングステーション

原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	保管場所
放射線障害	汚染防護服	汚染防護用装備・PVAスーツ	43組	1回/年	緊急時対策室建屋
	呼吸用ポンベ(交換用のものを含む。)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	10台	1回/年	1号中央制御室 1号サービス建屋 2号中央制御室 2号サービス建屋
	フィルター付防護マスク	ダストマスク(チャコールフィルタ)	43組	1回/年	緊急時対策室建屋
非常通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線(NTT災害時優先電話)	1回線	1回/年	緊急時対策室建屋
	ファクシミリ装置	一斉FAXシステム	1台	1回/年	緊急時対策室建屋
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	10台	1回/年	緊急時対策室建屋
		衛星携帯電話	1台	1回/年	緊急時対策室建屋
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ	1台	定期検査毎	1号排気筒
		排気筒ガスモニタ	1台		2号原子炉補助建屋
		放水口放射線モニタ	1台	定期検査毎	1号放水口
		放水口モニタ	1台		2号放水口
	ガンマ線測定用可搬式測定器	バックグラウンド線量当量率サーベイメータ	3台	1回/年	緊急時対策室建屋
		線量当量率サーベイメータ	1台		
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子サーベイメータ	2台	1回/年	1号サービス建屋 2号サービス建屋
	空間放射線積算線量計	熱蛍光線量計	4個	1回/年	緊急時対策室建屋
	表面の放射性物質の密度を測定することができる可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ(α線用)	1台	1回/年	緊急時対策室建屋
		汚染密度測定用サーベイメータ(β線用)	1台		
	可搬式ダスト測定関連機器	(1)サンプラ ダストサンプラ	4台	1回/年	緊急時対策室建屋
		(2)測定器 ダストモニタ(モニタリングカーに搭載)	1台	1回/年	モニタリングカー
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	(1)サンプラ ヨウ素サンプラ	2台	1回/年	緊急時対策室建屋 モニタリングカー
		(2)測定器 ヨウ素モニタ(モニタリングカーに搭載)	1台	1回/年	モニタリングカー
	個人用外部被ばく線量測定器	電子式個人線量計	43台	1回/年	緊急時対策室建屋
	原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備	格納容器モニタ	2台	定期検査毎	1号原子炉建屋
		換気系モニタ	2台		1号原子炉建屋
		格納容器エリアモニタ	2台		2号原子炉建屋
		・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ・燃料取扱棟排気ガスモニタ	各1台		2号燃料取扱棟 2号原子炉補助建屋
	環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	モニタリングカー	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	発電所構内駐車区域
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	860錠	1回/年	健康管理室
	担架	担架	1台	1回/年	健康管理室
	除染用具	除染キット	1式	1回/年	緊急時対策室建屋
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	救急車	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	発電所構内駐車区域
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	化学消防自動車 可搬式動力ポンプ設備	1式	1回/年	発電所車庫 正門監視所 消防ポンプ小屋

原子力防災関連資機材

分類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
放射線障害 防止用器具	循環式酸素呼吸器	4式	1回／年	緊急時対策室建屋 2号サービス建屋
	高線量対策防護服	10着	1回／年	緊急時対策室建屋
非常用 通信機器	NTT電話回線	16回線	—	緊急時対策室建屋
	社内電話	8回線	1回／年	緊急時対策室建屋
	無線装置	1回線	2回／年	緊急時対策室建屋
	衛星電話	3台	1回／年	緊急時対策室建屋
	衛星携帯電話	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
	衛星電話・ファクシミリ	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
統合原子力防 災ネットワーク に接続する通 信機器(衛星 系／地上系)	テレビ会議システム	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
	ファクシミリ	3台	1回／年	緊急時対策室建屋
	IP電話	6台	1回／年	緊急時対策室建屋
	SPDS※	1式	1回／年	緊急時対策室建屋
計測器等	可搬型モニタリングポスト	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
	ホールボディカウンタ	1台	1回／年	ホールボディカウンタ室
非常用食料	保存食	約3,000食	1回／年	緊急時対策室建屋
	保存水(1リットルボトル)	約1,000本	1回／年	緊急時対策室建屋
その他 資機材	緊急時輸送車両	1台	道路運送車両法 に基づく点検頻度	発電所構内

※：伝送経路の多重化については、原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成28年度に整備完了予定。

シビアアクシデント対策等に関する資機材

名 称	数 量	点検頻度	保管場所
電源車(空冷式非常用発電機) 1825kVA	4台	1回／隔週 (動作確認)	ふげん敷地EL20m
海水利用型消防水利システム (240m ³ /h、全揚程0.9MPa)	2式	1回／年	仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (67.8m ³ /h、吐出圧力0.55MPa)	4台	1回／年	3台:正門監視所 1台:仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (60m ³ /h、吐出圧力0.7MPa)	2台	1回／年	仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (70.2m ³ /h、吐出圧力0.55MPa)	1台	1回／年	1号発電用氷タンク横
化学消防車 (120m ³ /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回／年	正門監視所
水槽付消防車 (120m ³ /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回／年	構内車庫
水槽付消防車(小型) (120m ³ /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回／年	仮設用地EL21.5m
ホイールローダ	2台	1回／年	仮設用地EL21.5m
パワーショベル	1台	1回／年	仮設用地EL21.5m
タンクローリー	4台	1回／年	仮設用地EL21.5m ふげん敷地EL20m
燃料(ガソリン)※	約4kℓ	1回／年	工事協力会浄水場 EL21m
燃料(軽油)※	約958kℓ	1回／年	1号サービス建屋西側 2号補助建屋西側 2号閑閉所東側

※ 燃料補充については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

シビアアクション対策等に関する資機材配置

別図 2-14

安全確保上の観点から公開
しないこととしています。

本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材

分類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	テレビ会議システム	1式	1回／年	総合災害対策室
	NTT電話回線	7回線	—	総合災害対策室
	社内電話	8回線	1回／年	総合災害対策室
	無線装置	1回線	2回／年	総合災害対策室
	衛星電話	3台	1回／年	総合災害対策室
	衛星携帯電話	1台	1回／年	総合災害対策室
	衛星電話・ファクシミリ	1台	1回／年	総合災害対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器(衛星系／地上系)	テレビ会議システム※1	1台	1回／年	本店社屋2階 第1会議室
	ファクシミリ	3台	1回／年	本店社屋2階 第1, 10会議室
	IP電話	5台	1回／年	本店社屋2階 第1, 10会議室
その他資機材	SPDS表示パソコン	1台	1回／年	総合災害対策室
	非常用食料(保存水を含む。)※2	約1, 100食	1回／年	本店社屋地下3階
	非常用発電機	1台	1回／年	本店社屋屋上
	燃料(軽油)※3	約390リットル	1回／年	本店社屋屋上

※1:定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※2:記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。

※3:記載数量の他、ビル管理会社拠点(東京都江戸川区西葛西)にて2日分の燃料を備蓄、
又は調達可能な小売店等から調達する。

原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
出入管理	入構管理証発行機	1式	1回／年	敦賀総合研修センター
	放射線防護教育資料	100部	1回／年	敦賀総合研修センター
計測器類	GM汚染サーベイメータ	10台	1回／年	敦賀総合研修センター
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	電離箱サーベイメータ	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	個人被ばく線量計	245台	1回／年	敦賀総合研修センター
放射線障害防護用器具	汚染防護服(タイプック等)	1,470組	1回／年	敦賀総合研修センター
	全面マスク	245個	1回／年	敦賀総合研修センター
	チャコールカートリッジ	2,940個	1回／年	敦賀総合研修センター
非常用電源	移動式発電機	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
非常用通信機器	携帯電話(災害優先)	5台	1回／年	敦賀総合研修センター
	衛星電話	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	衛星電話ファクシミリ	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
その他資機材	ヨウ素剤	2,940錠	1回／年	敦賀総合研修センター
	除染用機材(シャワー設備等)	2式	1回／年	敦賀総合研修センター
	養生材	1式	1回／年	敦賀総合研修センター
	非常用食料※1	—	—	—
	資材輸送用車両	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	燃料(軽油)※1	—	—	—

※1調達可能な小売店等から調達。

上記の保管場所からの支援施設への輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもつて行う。

原子力防災センターに備え付ける資料

資料名		保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ② 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ③ 敦賀発電所 1号機、2号機非常時運転手順書	原子力防災センター
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所設備資料 ① 原子炉設置(変更)許可申請書(1号炉、2号炉) * ② 施設配置図(1号機、2号機) * ③ 敦賀発電所1号機、2号機系統図 ④ 敦賀発電所プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑤ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表	原子力防災センター

* : 原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

緊急時対策室に備え付ける資料

	資料名	保管場所
1.組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 ⑥ 敦賀発電所1号機、2号機非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	緊急時対策室
2.放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 敦賀発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置(変更)許可申請書(1号炉、2号炉) * ③ 敦賀発電所1号機、2号機系統図 ④ 施設配置図(1号機、2号機) * ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図(1号機、2号機) ⑥ 主要設備概要(1号機、2号機) ⑦ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表 (4) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図	緊急時対策室
3.事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図(日本領海部分) ③ 核燃料輸送物安全解析書	緊急時対策室

* : 原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料

資料	資料名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 ⑥ 敦賀発電所1号機、2号機非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	本店総合災害対策本部室
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 敦賀発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置(変更)許可申請書(1号炉、2号炉) ③ 敦賀発電所1号機、2号機系統図 ④ 施設配置図(1号機、2号機) ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図(1号機、2号機) ⑥ 主要設備概要(1号機、2号機) ⑦ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表 (4) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図	本店総合災害対策本部室
3. 事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図(日本領海部分) ③ 核燃料輸送物安全解析書	本店総合災害対策本部室

原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

	資料名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	<p>(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料</p> <p>① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画</p> <p>② 敦賀発電所原子炉施設保安規定</p> <p>③ 災害対策規程</p> <p>④ 敦賀発電所災害対策要領</p> <p>⑤ 敦賀発電所防火管理要領</p> <p>(2) 緊急時通信連絡体制資料</p> <p>① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領</p>	敦賀総合研修センター
2. 社会環境に関する資料	<p>(1) 敦賀発電所周辺環境資料</p> <p>① 敦賀発電所周辺航空写真</p> <p>② 発電所周辺地図 (2万5千分の1)</p> <p>③ 発電所周辺地図 (5万分の1)</p> <p>④ 市町村市街図</p> <p>(2) 敦賀発電所周辺人口関連データ</p> <p>① 方位別人口分布図</p> <p>② 集落別人口分布図</p> <p>③ 周辺市町村人口表</p>	敦賀総合研修センター
3. その他資料	<p>(1) 敦賀発電所施設配置図 (1号機、2号機)</p> <p>(2) 敦賀発電所原子炉設置(変更)許可申請書 (1号炉、2号炉)</p>	敦賀総合研修センター

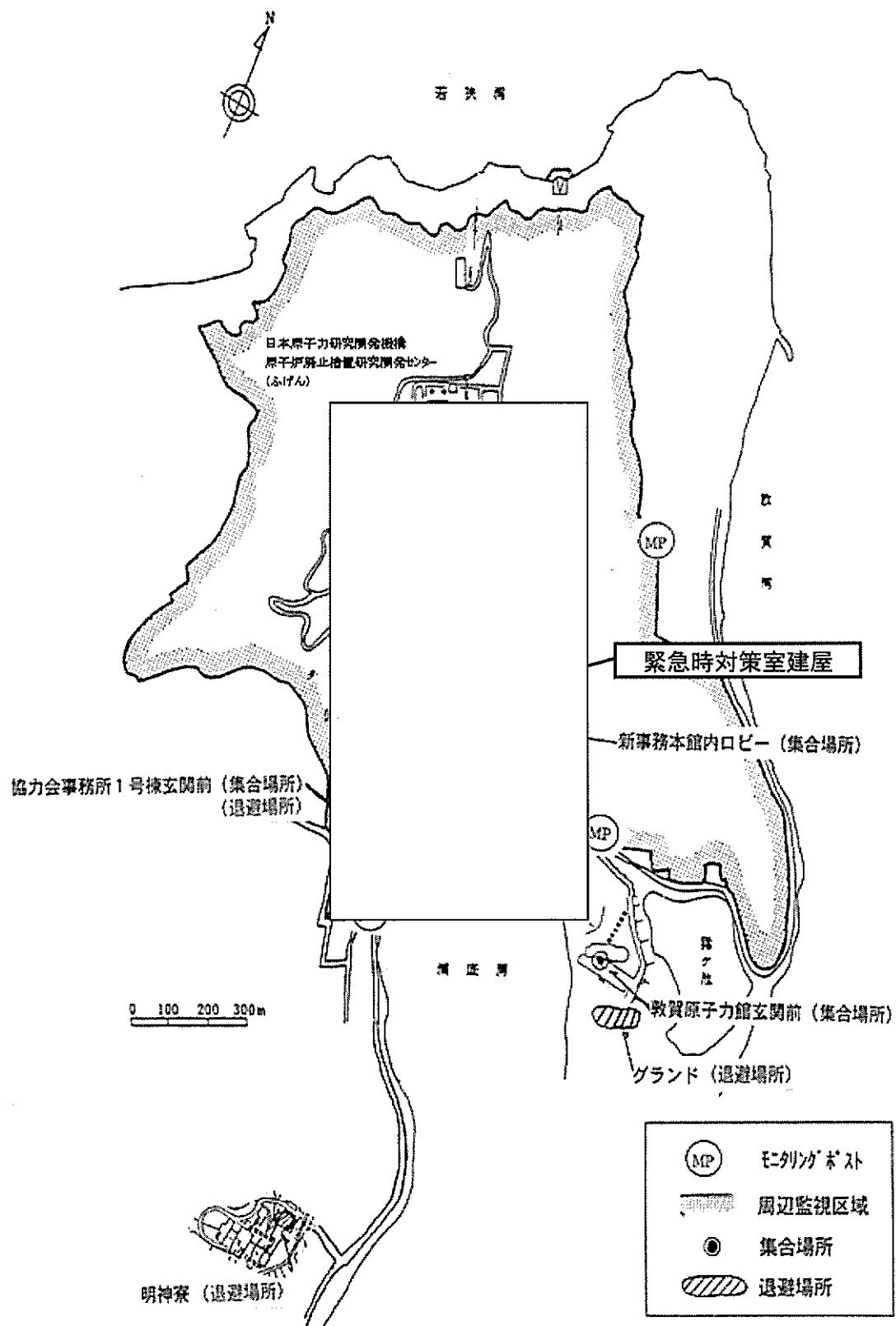
別表 2-21

原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料

資料名		保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ② 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ③ 敦賀発電所1号機、2号機非常時運転手順書	緊急時対応センター (E R C)
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所設備資料 ① 原子炉設置(変更)許可申請書 (1号炉、2号炉) * ② 施設配置図(1号機、2号機) * ③ 敦賀発電所1号機、2号機系統図 ④ 敦賀発電所プラント関連プロセス及び 放射線計測配置図 ⑤ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急時対応センター (E R C)

* : 原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

緊急時対策室建屋及び集合・退避場所



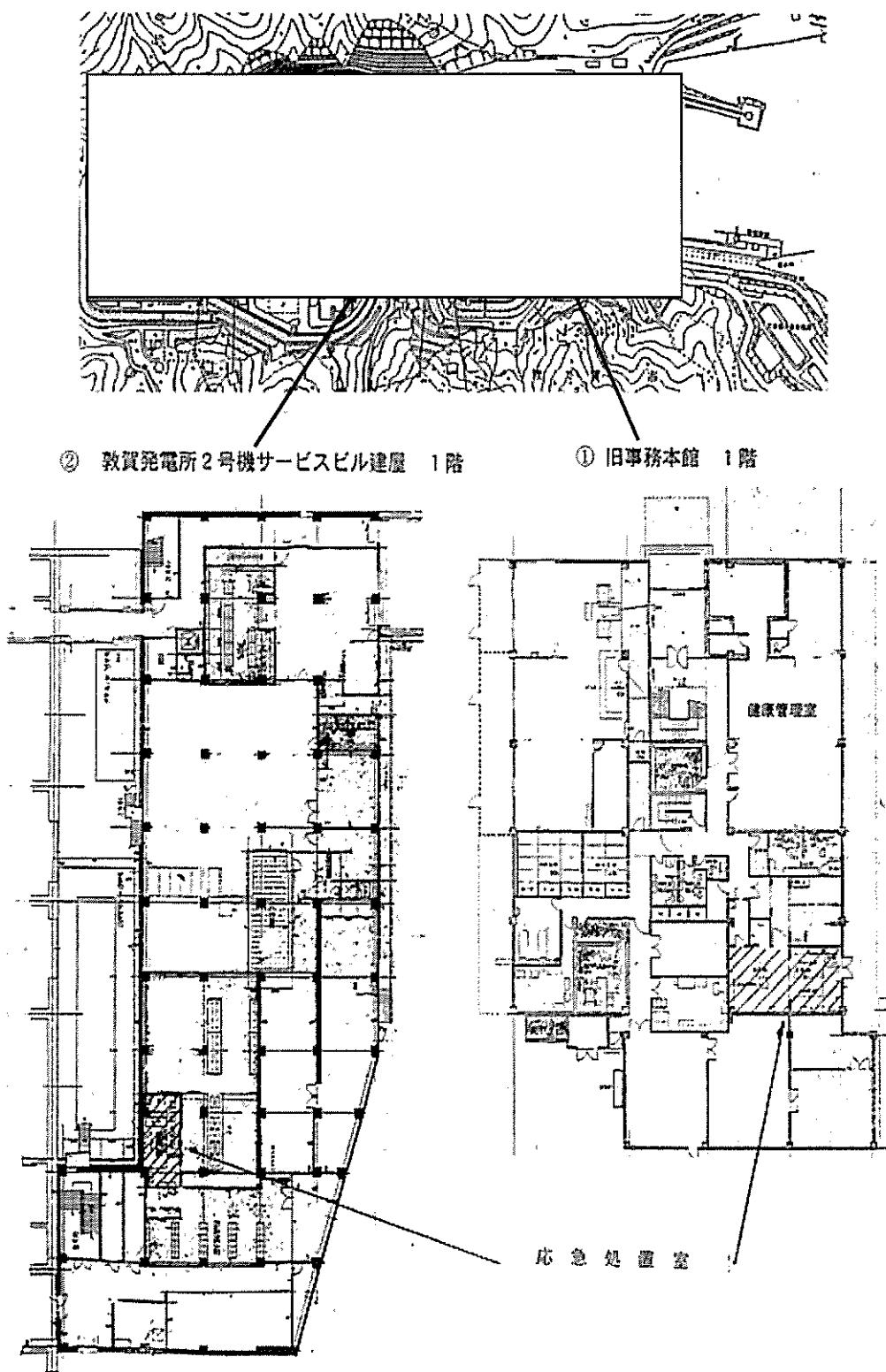
発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

発電所対策室

項目	仕様
広さ	・面積 約400m ²
耐震性・耐津波	・免震構造、敷地 EL約3m、1階面水密化 (EL約6m)
耐放射線	・1階、2階をコンクリート壁厚にて遮へい ・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備
非常用電源	・建屋屋上に専用空冷式非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約7,200ℓ (3日※1)
通信設備	・別表2-11、別表2-12のとおり

※1 専用空冷式非常用ディーゼル発電機全負荷での連続運転

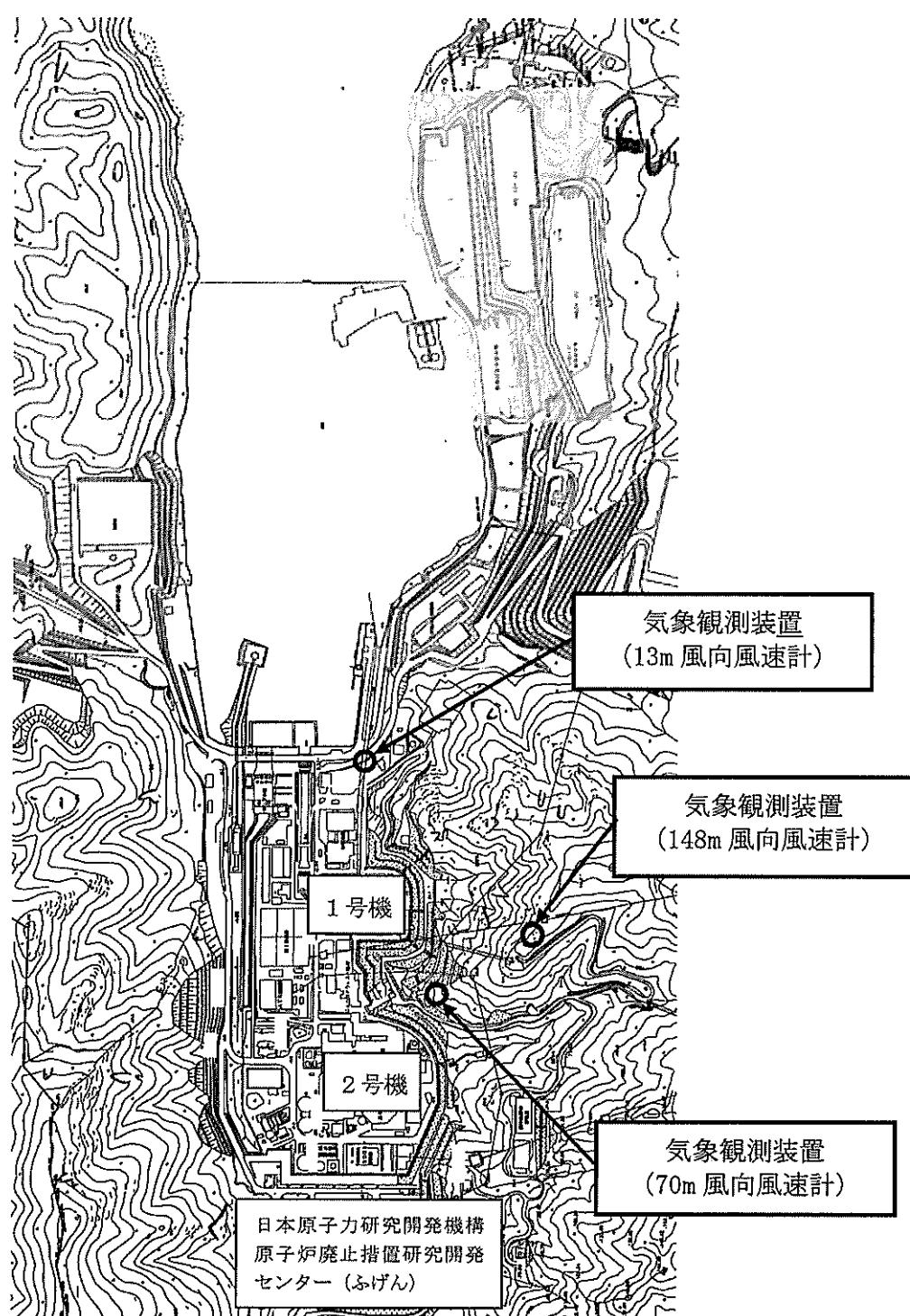
発電所内の応急処置室施設



別表 2-25

緊急事態応急対策等の活動で使用する気象観測装置

分類	名 称	数 量	点検頻度	設置場所
気象観測装置	風向風速計 (EL 約 13m)	1 式	1回／年	発電所構内
	風向風速計 (EL 約 70m)	1 式	1回／年	発電所構内
	風向風速計 (EL 約 148m)	1 式	1回／年	発電所構内



緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧(1/2)

敦賀発電所1号機

No.	伝送項目	単位	No.	データ項目	単位
1	排気筒高レンジモニタA	mSv/h	51	S/C事故時モニタA	Sv/h
2	排気筒高レンジモニタB	mSv/h	52	S/C事故時モニタB	Sv/h
3	排気筒低レンジモニタ(1分間平均値)	cps	53	D/W雰囲気温度(最大)	°C
4	SGTS放射線モニタA(事故時)	mSv/h	54	S/C水温(最大)	°C
5	SGTS放射線モニタB(事故時)	mSv/h	55	S/C水位	cm
6	原子炉圧力	MPa	56	CAMS水素濃度(D/W, S/C)	%
7	再循環ポンプ入口温度	°C	57	CAMS酸素濃度(D/W, S/C)	%
8	HPCI流量	l/min	58	SRNM対数計数率CH-11	cps
9	CS流量A	l/min	59	SRNM対数計数率CH-15	cps
10	CS流量B	l/min	60	SRNM対数計数率CH-12	cps
11	ADS A作動	—	61	SRNM対数計数率CH-16	cps
12	ADS B作動	—	62	SRNM対数計数率CH-13	cps
13	HPCIポンプ起動要求信号	—	63	SRNM対数計数率CH-17	cps
14	CS Aポンプ電動機遮断器 作動	—	64	SRNM対数計数率CH-14	cps
15	CS Bポンプ電動機遮断器 作動	—	65	SRNM対数計数率CH-18	cps
16	CC流量A	l/min	66	SGTS A作動	—
17	CC流量B	l/min	67	SGTS B作動	—
18	CC Aポンプ電動機遮断器 作動	—	68	主蒸気管放射線モニタA	mSv/h
19	CC Bポンプ電動機遮断器 作動	—	69	主蒸気管放射線モニタB	mSv/h
20	原子炉水位(広帯域)	cm	70	主蒸気管放射線モニタC	mSv/h
21	原子炉水位(燃料域)	cm	71	主蒸気管放射線モニタD	mSv/h
22	APRM平均値	—	72	放水口放射線モニタA	cps
23	全制御棒全挿入	—	73	原子炉モードスイッチ「起動」	—
24	D/W圧力(広域)	kPa(a)	74	原子炉モードスイッチ「停止」	—
25	S/C圧力	kPa(a)	75	原子炉モードスイッチ「燃交」	—
26	格納容器隔離(PCIS内側)	—	76	ホールドアップ前放射能	mSv/h
27	格納容器隔離(PCIS外側)	—			
28	主蒸気隔離弁内側A全閉	—			
29	主蒸気隔離弁内側B全閉	—			
30	主蒸気隔離弁外側A全閉	—			
31	主蒸気隔離弁外側B全閉	—			
32	6.9kV常用母線電圧1A	kV	1	風向(148m)	—
33	6.9kV常用母線電圧1B	kV	2	風向(70m)	—
34	480V非常用母線電圧1C	V	3	風向(13m)	—
35	480V非常用母線電圧1D	V	4	風速(148m)	m/s
36	D/G連絡遮断器1C	—	5	風速(70m)	m/s
37	D/G連絡遮断器1D	—	6	風速(13m)	m/s
38	原子炉給水流量	t/h	7	大気安定度	—
39	非常用復水系A作動	—	8	モニタリングポスト(立石)(低)	nGy/h
40	非常用復水系B作動	—	9	モニタリングポスト(猪ヶ池)(低)	nGy/h
41	逃し安全弁A開動作	—	10	モニタリングポスト(浦底)(低)	nGy/h
42	逃し安全弁B開動作	—	11	モニタリングポスト(立石)(高)	nGy/h
43	逃し安全弁C開動作	—	12	モニタリングポスト(猪ヶ池)(高)	nGy/h
44	逃し安全弁D開動作	—	13	モニタリングポスト(浦底)(高)	nGy/h
45	格納容器冷却D/Wスプレイ弁A全閉	—			
46	格納容器冷却D/Wスプレイ弁B全閉	—			
47	格納容器冷却S/Cスプレイ弁A全閉	—			
48	格納容器冷却S/Cスプレイ弁B全閉	—			
49	D/W事故時モニタA	Sv/h			
50	D/W事故時モニタB	Sv/h			

緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧(2/2)

敦賀発電所2号機

No.	データ項目	単位	No.	データ項目	単位
1	排気筒ガスモニタ(中レンジ)(R21B)	cpm	51	D補助給水流量	m ³ /h
2	排気筒ガスモニタ(高レンジ)(R21C)	cpm	52	A主給水流量	t/h
3	排気筒ガスモニタ(低レンジ)(R21A)	cpm	53	B主給水流量	t/h
4	Bループ1次冷却材圧力2	MPa	54	C主給水流量	t/h
5	Cループ1次冷却材圧力3	MPa	55	D主給水流量	t/h
6	Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	56	A主蒸気圧力	MPa
7	Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	57	B主蒸気圧力	MPa
8	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	58	C主蒸気圧力	MPa
9	Dループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	59	D主蒸気圧力	MPa
10	ほう酸注入流量	m ³ /h	60	炉内T/C温度最高値	°C
11	A高圧注入ポンプ出口流量	m ³ /h	61	炉内T/C温度平均値	°C
12	B高圧注入ポンプ出口流量	m ³ /h	62	1次冷却材サブクール度	°C
13	A余熱除去ライン流量3	m ³ /h	63	格納容器エリアモニタ(高レンジ)	Sv/h
14	A余熱除去ライン流量4	m ³ /h	64	格納容器温度	°C
15	B余熱除去ライン流量4	m ³ /h	65	A格納容器再循環サンプ水位(広域)3	%
16	B余熱除去ライン流量3	m ³ /h	66	B格納容器再循環サンプ水位(広域)4	%
17	A高圧注入ポンプ	—	67	燃料取替用水タンク水位	%
18	B高圧注入ポンプ	—	68	充てんライン流量	m ³ /h
19	A充てん/高圧注入ポンプ	—	69	安全注入動作	—
20	B充てん/高圧注入ポンプ	—	70	原子炉水位	%
21	A余熱除去ポンプ	—	71	中性子源領域中性子束1	cps
22	B余熱除去ポンプ	—	72	中性子源領域中性子束2	cps
23	出力領域平均中性子束チャンネル1分間平均	%	73	出力領域平均中性子束1	%
24	中間領域中性子束CH1	A	74	出力領域平均中性子束2	%
25	中間領域中性子束CH2	A	75	出力領域平均中性子束3	%
26	全制御棒全挿入	—	76	出力領域平均中性子束4	%
27	加圧器水位1	%	77	1次冷却材連続モニタ	mSv/h
28	加圧器水位2	%	78	格納容器ガスモニタ	cpm
29	格納容器圧力1	kPa	79	放水口モニタ	cpm
30	格納容器圧力2	kPa			
31	格納容器圧力3	kPa			
32	格納容器圧力4	kPa			
33	格納容器隔離(T信号)	—			
34	A格納容器スプレイ流量	m ³ /h	1	風向(148m)	—
35	B格納容器スプレイ流量	m ³ /h	2	風向(70m)	—
36	A格納容器スプレイポンプ	—	3	風向(13m)	—
37	B格納容器スプレイポンプ	—	4	風速(148m)	m/s
38	A非常用母線電圧値	kV	5	風速(70m)	m/s
39	B非常用母線電圧値	kV	6	風速(13m)	m/s
40	A-DG遮断器投入	—	7	大気安定度	—
41	B-DG遮断器投入	—	8	モニタリングポスト(立石)(低)	nGy/h
42	復水器排気ガスモニタ	cpm	9	モニタリングポスト(猪ヶ池)(低)	nGy/h
43	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm	10	モニタリングポスト(浦底)(低)	nGy/h
44	A蒸気発生器水位(広域)	%	11	モニタリングポスト(立石)(高)	nGy/h
45	B蒸気発生器水位(広域)	%	12	モニタリングポスト(猪ヶ池)(高)	nGy/h
46	C蒸気発生器水位(広域)	%	13	モニタリングポスト(浦底)(高)	nGy/h
47	D蒸気発生器水位(広域)	%			
48	A補助給水流量	m ³ /h			
49	B補助給水流量	m ³ /h			
50	C補助給水流量	m ³ /h			

本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

本店社屋 2 階第 1・2 会議室（原子力施設事態即応センター）

項目	仕様
広さ	・面積 約 155 m ² (第1会議室 約 71 m ² , 第2会議室 約 84 m ²)
耐震性・耐津波	・一般建築相当の耐震性 ・TP. 約 10 m (本店社屋 2 階)
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 390 ℥ ・その他ビル管理会社 (東京都江戸川区西葛西) に約 2 日分燃料を備蓄、 又は調達可能な小売店等から調達
通信設備	・別表 2-15 のとおり

総合災害対策室（事業者総合災害対策本部）

項目	仕様
広さ	・面積 約 185 m ² (総合災害対策室 約 91 m ² , 連絡デスク室 約 52 m ² , 本部室 約 42 m ²)
耐震性・耐津波	・一般建築相当の耐震性 ・TP. 約 19 m (本店社屋 5 階)
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 390 ℥ ・その他ビル管理会社 (東京都江戸川区西葛西) に約 2 日分燃料を備蓄、 又は調達可能な小売店等から調達
通信設備	・別表 2-15 のとおり

原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 敦賀総合研修センター

所在地	福井県敦賀市沓見 16 号 9 番地 6
発電所からの距離	約 1.2 km
敷地面積、敷地標高	約 28,000 m ² 、E L 37m
施設構成、概要	研修建屋（鉄筋コンクリート造、鉄骨造 2 階建（一部 3 階建）、運転訓練・研修・安全体感・宿泊（約 50 名分）各スペース、総床面積約 9,000 m ² ）、駐車場
その他	近隣（沓見地区）に駐車場用地（約 2,700 m ² ）あり

2. 敦賀地区本部事務所

所在地	福井県敦賀市本町 2-9-16
発電所からの距離	約 1.2 km
敷地面積、敷地標高	約 250 m ² 、E L 5m
施設構成、概要	事務所建屋（鉄筋コンクリート造 4 階建 執務室、会議スペース等、総床面積約 220 m ² ）、駐車場
その他	隣接して駐車場（約 90 台分）あり

3. 原電松島寮

所在地	福井県敦賀市新松島町 2-6
発電所からの距離	約 1.1 km
敷地面積、敷地標高	約 18,558 m ² 、E L 3m
施設構成、概要	単身寮建屋（鉄筋コンクリート造 3 階建 1 階集会スペース、床面積約 144 m ² ） 社宅建屋、駐車場
その他	敷地内に社宅建屋あり

4. 原電津内寮

所在地	福井県敦賀市東洋町 5-4
発電所からの距離	約 1.2 km
敷地面積、敷地標高	約 14,739 m ² 、E L 5m
施設構成、概要	単身寮建屋（鉄筋コンクリート造 4 階建 1 階集会スペース、床面積約 135 m ² ） 体育館、駐車場
その他	敷地内に社宅建屋あり

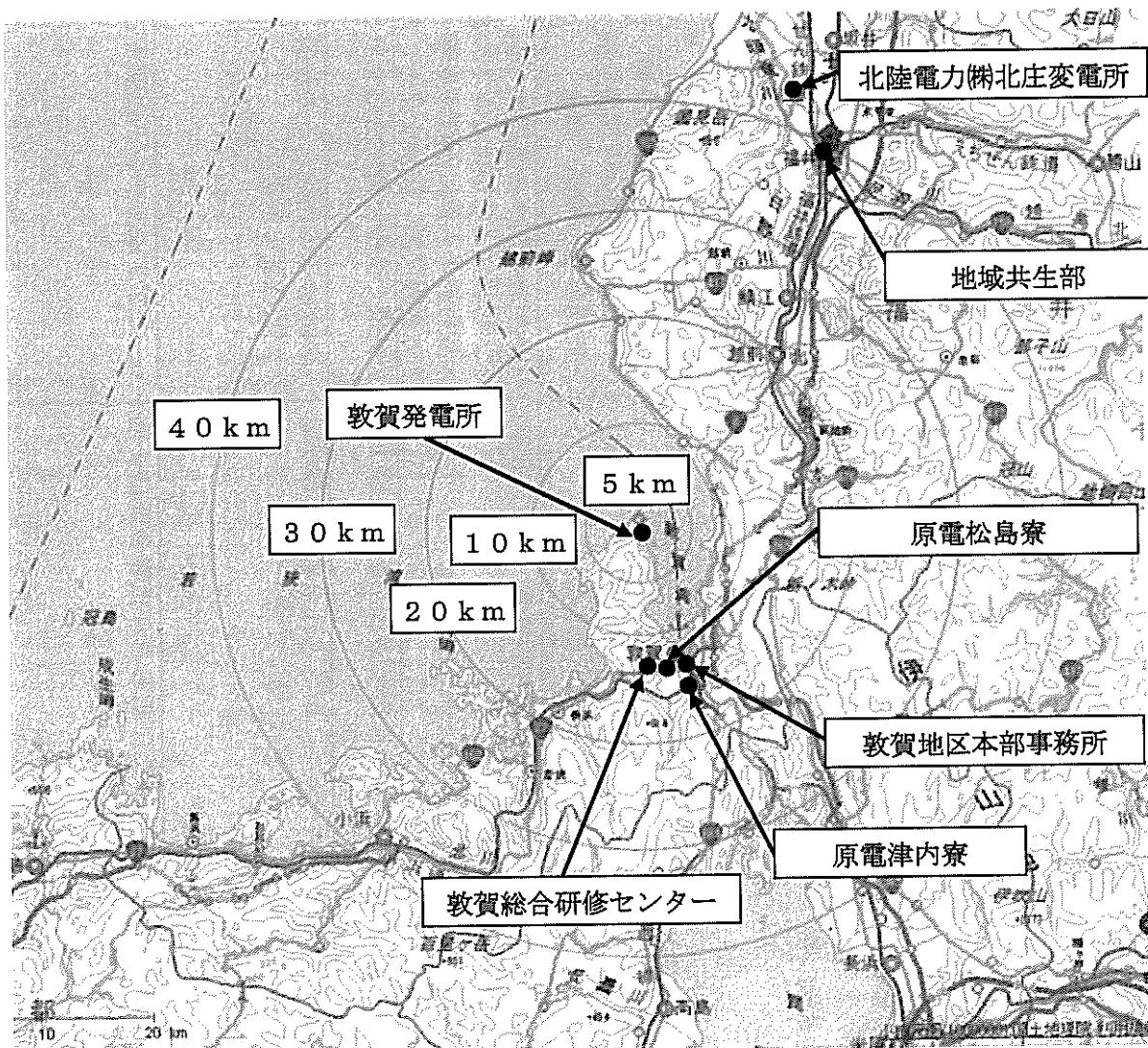
5. 地域共生部

所在地	福井県福井市大手 3-4-1
発電所からの距離	約 4.0 km
敷地面積、敷地標高	（約 310 m ² ）、E L 約 9m
施設構成、概要	商業ビル（鉄筋コンクリート造 6 階建の 4 階に執務室床面積約 310 m ² ）
その他	賃貸ビル利用

6. 北陸電力(株) 北庄変電所

所在地	福井県福井市高屋町 50-1
発電所からの距離	約 4.3 km
敷地面積、敷地標高	約 1,000 m ² 、E L 約 6m
施設構成、概要	変電所（変電所構内の一部約 1,000 m ² ）
その他	車両駐車スペース及び物資資機材の一時仮置・保管場所

原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置



発電所の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識	・情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・新たに指名された場合	・原災法の概要 ・発電所原子力防災業務計画の内容 ・発電所原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・発電所の原子力防災組織の構成、各班の職務 ・地域防災計画 ・アクシデントマネジメント
発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識	・情報班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・入所時及び放射線管理教育時 (1回／3年) ・OJTを基本とする。	・発電所の放射線監視設備 ・事故時対応操作と関連設備 ・輸送容器の種類、構造
放射線防護に関する知識	・情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者 ・保健安全班のうち指名された者	・放射線管理教育時 (1回／3年) ・新たに指名された場合及び1回／3年	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護(除染を含む)のための措置 ・被ばく医療に対する応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	・広報班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・新たに指名された場合及び機器を含む設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途とその目的、測定方法 ・測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	・情報班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・新たに指名された場合及び1回／3年	・シビアアクシデントに関する基礎知識

本店の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	・本店総合災害対策本部の情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、原子力施設事態即応センター班、原子力緊急時後方支援班のうち指名された者	・1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> 原災法及び関係法令の概要 発電所原子力事業者防災業務計画の内容 非常事態宣言、解除の基準 本店総合災害対策本部及び原子力事業所災害支援拠点の組織構成並びに各班の職務
放射線防護に関する知識	・本店総合災害対策本部の情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、原子力施設事態即応センター班、原子力緊急時後方支援班の災害対策本部要員のうち指名された者	・放射線管理教育時（1回／3年）	<ul style="list-style-type: none"> 放射線に関する基礎的知識 放射線による被ばくとその経路 放射線の人体に及ぼす影響 放射線防護（除染を含む）のための措置
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	・本店災害対策本部要員	・新たに指名されたとき並びに機器を含む設備に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 測定機器の用途とその目的、測定方法 測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	・本店総合災害対策本部の情報班、技術班、放射線管理班のうち指名された者	・新たに指名された場合、及び1回／3年	・シビアアクシデントに関する基礎知識

原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
総合訓練	本店、発電所の原子力災害対策本部要員	1回／2年	本店と合同による原子力総合防災訓練を行い、社内における本部設置運営、情報連絡、技術的検討、発電所支援などが円滑に行われることを確認する。
発電所総合訓練	原子力災害対策本部要員（原則、1号機、2号機交互実施）	1回／年（原則、1号機、2号機交互実施）	<p>訓練では、シビアアクシデントを想定した訓練を必須項目とし、以下の項目を適宜組み合わせて行う。</p> <p>(1) 要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を招集し、本部の設営を行なう。</p> <p>(2) 通報連絡 事象発生から終結までの間、情報を収集し、社内及び社外関係機関各所に通報、連絡を行う。</p> <p>(3) 緊急時環境モニタリング 発電所敷地内及び敷地境界付近について、実際にモニタリングセンターを走らせ、空間放射線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定等を行う。</p> <p>(4) 発電所退避者誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、本部要員以外の社員、協力会社従業員、原子力館見学者について、退避誘導者により指定された退避集合場所への誘導を行う。</p> <p>(5) 緊急時被ばく医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去及び応急処置等の対応を行う。</p> <p>(6) 全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う。</p> <p>(7) シビアアクシデント対策 シビアアクシデントを想定し、アクシデントマネジメントに係る対応を行う。</p> <p>(8) 原子力緊急事態支援組織対応 原子力緊急事態支援組織との連携に係る対応を行う。</p>

※：国又は地方公共団体が実施する原子力防災訓練を勘案して実施する。

原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名(組織長、対応要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請	出動指示
		発災事業者※ (平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者 支援組織要員 状況報告
発災事業者への支援内容	・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 ・支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。	

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	4台	資機材保管スペース
	障害物撤去用ロボット	1台	
除染用資機材	除染用資機材	1式	

原子力災害対策指針に基づく警戒事象

敦賀発電所1号機

(BWR 1/3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
止める	AL 1 1	<原子炉停止機能の異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転及び起動である場合をいう。 「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、試験、保守作業等意図的な場合を除き、片系のみで原子炉自動スクラム警報が発信した場合をいう。 「一定時間継続された場合」とは、1時間をいう。 「発信された原因を特定できない」とは、その時点で原子炉がスクラムしておらず、かつ、原子炉がスクラムすべき状況になっているかどうか確定できない状況をいう。
冷やす	AL 2 1	<原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい」とは、保安規定第30条（格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）の運転上の制限において、格納容器床ドレンサンプ系の積算流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいでないことが確認されていない漏えい率（0.23 m³/h）を超える漏えいが認められた場合をいう。 「定められた時間内に定められた措置を実施できないこと」とは、保安規定第30条（格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）の運転上の制限を逸脱した際に要求される措置を完了時間内に実施できないときであって以下の場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①24時間以内に高温停止にできないとき 又は ②36時間以内に冷温停止にできないとき
	AL 2 2	<原子炉給水機能の喪失> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「全ての給水機能」とは、常用の給水機能が対象であり、非常用復水器系の起動は含まない。 「給水機能が喪失」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。
	AL 2 3	<原子炉除去機能の一部喪失> 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下の何れかの状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①主復水器内圧力が77.6 kPa [a b s] まで低下 ②全ての主蒸気ライン（主蒸気ドレンライン含む）が使用不能 「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、以下の系統が何れか1系統のみになる場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉停止時冷却系 ②格納容器冷却系 ③非常用復水器系

原子力災害対策指針に基づく警戒事象

敦賀発電所 1号機

(BWR 2/3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
冷やす	AL 25 (※1)	<全交流電源喪失のおそれ> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格した原子炉施設における、全ての原子炉の状態において適用する。 ・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な非常用交流低圧電源母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、又は恒設電源設備のどれか1つになった場合をいう。 ・「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用交流低圧電源母線へ供給する設備をいう。 ・「外部電源喪失が3時間以上継続すること」とは、当該原子力発電所の全てのユニットにおいて外部電源喪失が発生した場合に適用する。
	AL 26 (※1)	<全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格する前の原子炉施設における、全ての原子炉の状態において適用する。 ・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な非常用交流低圧電源母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、又は恒設電源設備のどれか1つになった場合をいう。 ・「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用交流低圧電源母線へ供給する設備をいう。 ・「外部電源喪失が3時間以上継続すること」とは、当該原子力発電所の全てのユニットにおいて外部電源喪失が発生した場合に適用する。
	AL 29	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が冷温停止又は燃料交換において、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 ・「水位低設定値」とは、L-2+500mmの水位相当をいう。
	AL 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー付近であることを満足できず、かつ、原子炉施設保安規定で定める完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合をいう。
閉じ込める	AL 42	<単一障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の状態が、運転、起動及び高温停止において適用する。 ・3つの障壁（放射性物質障壁：①燃料被覆管障壁 ②原子炉冷却系障壁 ③格納容器障壁）のうち、燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失若しくはその可能性がある場合をいう。 ・各障壁の喪失又は喪失の可能性の判断については、別表3-1-4で判断する。

原子力災害対策指針に基づく警戒事象

(BWR 3/3)

敦賀発電所 1号機

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
その他脅威	AL 5 1	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において適用する。 「原子炉制御室その他の箇所」とは、中央制御室及び中央制御室外操作盤が設置された箇所をいう。 「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線量や室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外操作盤での操作が容易にできなくなるおそれがある状況をいう。ただし作業等のため一時的に中央制御室の環境が悪化した場合を除く。
	AL 5 2	<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において適用する。 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報を社内連絡又は社外通報を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」又は「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、複数ある通信手段のうち、使用可能な通信手段が 1 つのみとなっていることが確認された場合をいう。
	AL 5 3	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等(※2)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において適用する。 「重要区域」「安全機器等(※2)」とは、別表3-6における緊急事態事象(GE)に記載されている系統又は機器及びその設置区域であって、機能別重要度分類のPS-1, MS-1に該当する系統又は機器のうち、原子炉の状態に応じて要求される系統又は機器をいう。 「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む) 「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に障害が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が 1 系統のみとなり、更に残りの 1 系統が喪失するおそれがある場合をいう。

(※1) 「AL 25」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合している場合

「AL 26」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合していない場合

(※2) 「安全機器等」：「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

原子力災害対策指針に基づく警戒事象

敦賀発電所2号機

(PWR 1/3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
止める	AL 1 1	<p>＜原子炉停止機能の異常のおそれ＞</p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、運転モード1及び2をいう。 「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、原子炉トリップパーシャル作動警報又は工安系パーシャル作動信号が発信した場合をいう。ただし、当該警報の発信が、試験、保守作業等計画的なものであることが明らかな場合を除く。 「一定時間継続された場合」とは、1時間をいう。 「発信された原因を特定できない」とは、その時点で原子炉がトリップしておらず、かつ、原子炉がトリップすべき状況になっているかどうかを確定できない状況をいう。
冷やす	AL 2 1	<p>＜原子炉冷却材の漏えい＞</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4をいう。 「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい」とは、保安規定第1112条(1次冷却材漏えい率)の運転上の制限において、原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(0.23m³/h)を超える漏えいが認められた場合をいう。 「定められた時間内に定められた措置を実施できないこと」とは、保安規定第1112条(1次冷却材漏えい率)の運転上の制限を逸脱した際に要求される措置を完了時間内に実施できないときであって以下の場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①12時間以内にモード3にできないとき 又は ②56時間以内にモード5にできないとき
	AL 2 4	<p>＜蒸気発生器給水機能喪失のおそれ＞</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4(蒸気発生器が除熱のために使用されている場合)をいう。 「全ての主給水が停止した場合」とは、全ての主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む)による給水が停止した場合をいう。 「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失する」とは、運転を必要とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能に支障が生じ、補助給水ラインの給水流量の合計が100m³/h未満となった場合をいう。
	AL 2 5 (※1)	<p>＜全交流電源喪失のおそれ＞</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格した原子炉施設における、全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、又は恒設電源設備のどれか1つになった場合をいう。 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線へ供給する設備をいう。 「外部電源喪失が3時間以上継続すること」とは、当該原子力発電所の全てのユニットにおいて外部電源喪失が発生した場合に適用する。

原子力災害対策指針に基づく警戒事象

(PWR 2/3)

敦賀発電所 2号機

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
冷やす	AL 26 (※1)	<全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格する前の原子炉施設における、全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、又は恒設電源設備のどれか1つになった場合をいう。 ・「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線へ供給する設備をいう。 ・「外部電源喪失が3時間以上継続すること」とは、当該原子力発電所の全てのユニットにおいて外部電源喪失が発生した場合に適用する。
	AL 29	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の停止中」とは、運転モード5(1次冷却系非満水)及び6(キャビティ低水位)において、原子炉の停止後、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 ・「1つの残留熱除去機能が喪失」とは、1つの余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ、1次冷却材配管の水位が低下し、余熱除去配管の吸込口上端となった場合をいう。
	AL 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認され、水位がEL+6.78mまで低下した場合において、通常の補給操作により水位が回復しない場合をいう。
閉じ込める	AL 42	<单一障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2及び3において適用する。 ・「燃料被覆管障壁が喪失するおそれ」とは、サブクールが喪失した状態をいう。 ・「燃料被覆管障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650°C以上となっている場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ」とは、抽出隔壁が動作した状態で、加圧器水位が保持できない場合をいう。 ・ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。 ・「原子炉冷却系障壁が喪失」とは、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力以下となった場合をいう。
その他脅威	AL 51	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「原子炉制御室その他の箇所」とは、中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤が設置された箇所をいう。 ・「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線量や室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなるおそれがある状況をいう。ただし作業等のため一時的に中央制御室の環境が悪化した場合を除く。

原子力災害対策指針に基づく警戒事象

(PWR 3/3)

滋賀発電所 2号機

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
その他脅威	AL 5 2	<p>＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報を社内連絡又は社外通報を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」又は「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、複数ある通信手段のうち、使用可能な通信手段が1つのみとなっていることが確認された場合をいう。
	AL 5 3	<p>＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等(※2)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「重要区域」「安全機器等(※2)」とは、別表3-6における緊急事態事象(GE)に記載されている系統又は機器及びその設置区域であって、機能別重要度分類のPS-1, MS-1に該当する系統又は機器のうち、運転モードに応じて要求される系統又は機器をいう。 ・「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む) ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなり、更に残りの1系統が喪失するおそれがある場合をいう。

(※1) 「AL 2 5」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合している場合

「AL 2 6」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合していない場合

(※2) 「安全機器等」：「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

(BWR1/5)

敷賀発電所1号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	S E 0 1	政令 第4条 第4項 第1号	<p>＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞</p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒モニタ ・格納容器モニタ(D/W) ・換気系モニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1. (1) 又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>このとき、1. (1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備とは以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、S E 0 1を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時にG E 0 1にも該当する。この場合は、S E 0 1とG E 0 1が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
			<p>＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。 ①排気筒モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、S E 0 2が検出された場合は、同時にG E 0 2にも該当する。このため、S E 0 2とG E 0 2は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
			<p>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。 ①放水口放射線モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、S E 0 3が検出された場合は、同時にG E 0 3にも該当する。このため、S E 0 3とG E 0 3は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

(BWR 2/5)

敦賀発電所1号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明	
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第4条 第4項 第3号 (イ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。 	
	SE05	政令 第4条 第4項 第3号 (ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「その放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定閾連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定閾連機器で検出された値が放射能水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の50倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき 	
	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	<原子炉外臨界事故のおそれ>	<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
冷やす	SE21	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(1)	<原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動>	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉冷却材の漏えいと判断した場合若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却系の作動信号が発信した場合（手動にて作動させた場合を含む）をいう。
	SE22	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(2)	<原子炉注水機能喪失のおそれ>	<p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 「全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉への高圧で注水する系に限る。）」とは、高圧注水系及び非常用復水器系をいう。
	SE23	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(3)	<残留熱除去機能の喪失>	<p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下の何れかの状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①主復水器内圧力が7.7, 6 kPa [a b s] まで低下 ②全ての主蒸気ライン（主蒸気ドレンライン含む）が使用不能 「残留熱を除去する全ての機能が喪失」とは、以下の系統が全て使用不能になる場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉停止時冷却系 ②格納容器冷却系 ③非常用復水器系

原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所1号機

(BWR 3/5)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE 25 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(4)	<全交流電源の30分以上喪失> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格した原子炉施設における、全ての原子炉の状態において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての交流電源が使用不能になることをいう。
	SE 26 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(4)	<全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格する前の原子炉施設における、全ての原子炉の状態において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての交流電源が使用不能になることをいう。
	SE 27	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(5)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、使用可能な非常用直流母線が1系統となった場合において、当該直流母線への供給電源がどれか1つになった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。 ・非常用直流母線への供給電源として以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①非常用直流母線1A供給電源は、充電器1A、1C、蓄電池1Aとする。 ②非常用直流母線1B供給電源は、充電器1B、1C、蓄電池1Bとする。
	SE 29	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(6)	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が冷温停止又は燃料交換において、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 ・「原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位」とは、L-2の水位相当をいう。
閉じ込める	SE 30	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(7)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「水位を維持できない」とは、漏えい又は蒸発などにより使用済燃料貯蔵池の水位低下が「水位低」警報設定値を超えて更に継続し、恒設設備による貯蔵池への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態をいう。 ・「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。
	SE 41	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(11)	<格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の状態が、運転、起動及び高温停止において適用する。 ・「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、原子炉冷却材の漏えいが発生し、格納容器内圧力が格納容器圧力高設定点(14.2kPa [gage])以上又は原子炉の停止が必要となる格納容器内温度(格納容器内換気系(HVH)戻り温度90℃以上)に達する状態をいう。 ・格納容器冷却機能などの常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しない。
	SE 42	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(13)	<2つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の状態が、運転、起動及び高温停止において適用する。 ・3つの障壁(放射性物質障壁:①燃料被覆管障壁 ②原子炉冷却系障壁 ③格納容器障壁)のうち、いずれか2つの障壁の喪失若しくはその可能性がある場合をいう。 ・各障壁の喪失又は喪失の可能性の判断については、別表3-1-4で判断する。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

(BWR 4/5)

敦賀発電所1号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
閉じ込める	SE 4 3	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー (12)	<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するため原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の状態が、運転、起動及び高温停止において適用する。 ・「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器モニタが基準値以下(別表3-1-4 図3又は図4の「領域C」以外)にある場合をいう。 <p>＜補足＞</p> <p>本基準については、該当する設備が未設置であるため、設置後に適用されるものとする。</p>
	SE 5 1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(8)	<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線量や室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した状況が進行中である場合若しくは使用済燃料プール水の漏えい又は蒸発が確認された場合とする。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、系統分離している安全設備のうち1区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御盤の表示灯・警報・指示計・記録計が消失するなどにより運転・監視の可能な安全設備が1系統のみとなった状態をいう。(ただし、高圧注水系の区分を除く)
	SE 5 2	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(9)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報が社内連絡又は社外連絡を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」又は「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、複数ある通信手段が、全て使用不能になっていることが確認された場合をいう。
その他賛成	SE 5 3	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー (10)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等(※2)の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「安全機器等(※2)」とは、別表3-6における緊急事態事象(G-E)に記載されている系統又は機器及びその設置区域であつて、安全上の機能別重要度分類のP S-1, M S-1に該当する機器のうち、原子炉の状態に応じて要求される系統又は機器をいう。 ・「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む) ・「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災又は溢水により、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が全て使用できなくなることをいう。
	SE 5 4	政令 第4条 第4項 第6号	<特定事象にかかる緊急事態事象の発生> 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。	<ul style="list-style-type: none"> ・この基準は、原災法施行令に基づき、G E 0 6～G E 5 5の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。
	SE 5 5	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー (14)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人の行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地内に止まると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所1号機

(BWR 5/5)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE62	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災、爆発等により省令第3条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器
	XSE63	政令 第4条 第4項 第6号	<事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生> 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。	・この基準は、XGE61～XGE62の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。

(※1) 「SE25」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合している場合

「SE26」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合していない場合

(※2) 「安全機器等」：「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（原子力規制委員会規則第13号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省、経済産業省、国土交通省令第2号）

原災法第10条第1項に基づく特定事象

(PWR 1/5)

敦賀発電所2号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	S E 0 1	政令 第4条 第4項 第1号	<p>＜敷地境界付近の放射線量の上界＞</p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒ガスマニタ ・格納容器エリアモニタ* ・使用済燃料ビット区域エリアモニタ ・燃料取扱排気ガスマニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1. (1) 又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかつものとみなす。</p> <p>このとき、1. (1) の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p> <p>※ 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器エリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①立石モニタリングポスト、海底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上界が認められない場合をいう。 ・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、S E 0 1を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時にG E 0 1にも該当する。この場合は、S E 0 1とG E 0 1が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	S E 0 2	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p>＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①排気筒ガスマニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、S E 0 2が検出された場合は、同時にG E 0 2にも該当する。このため、S E 0 2とG E 0 2は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	S E 0 3	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①放水口モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、S E 0 3が検出された場合は、同時にG E 0 3にも該当する。このため、S E 0 3とG E 0 3は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所2号機

(PWR 2/5)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明	
放射線量・放射性物質放出	SE 04	政令 第4条 第4項 第3号 (イ)	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50マイクロシーベルト／時以上である場合をいう。 	
	SE 05	政令 第4条 第4項 第3号 (ロ)	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「その放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の50倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき 	
	SE 06	規則 第7条 第1項 第2号	＜原子炉外臨界事故のおそれ＞	<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
止める	SE 21	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(1)	＜原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動＞	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4をいう。 「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、プラントのパラメータが非常用炉心冷却装置作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合であって、その原因が原子炉冷却材の系外への流失（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）によるものをいう。
冷やす	SE 24	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(2)	＜蒸気発生器給水機能の喪失＞	<p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）をいう。 「全ての給水機能が喪失」とは、主給水ポンプ（蒸気発生器水張りポンプを含む）による蒸気発生器への給水が喪失するとともに、補助給水ラインの合計流量が$100\text{ m}^3/\text{h}$未満となり、かつ、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった場合をいう。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

(PWR 3/5)

敦賀発電所2号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE 25 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(3)	<全交流電源の30分以上喪失> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格した原子炉施設における、全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての所内高圧母線が使用不能となることをいう。
	SE 26 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(3)	<全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格する前の原子炉施設における、全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての所内高圧母線が使用不能となることをいう。
	SE 27 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(4)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、電源供給可能な母線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)が、全非常用直流母線中で1つになった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。
	SE 29 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(5)	<停止中の原子炉冷却機能喪失> 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の停止中」とは、運転モード5(一次冷却系非満水)及び6(キャビティ低水位)において、原子炉の停止後、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 ・「残留熱除去ポンプの機能が喪失する」とは、全ての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ、1次冷却材配管の水位が低下して、余熱除去配管の吸込口上端以下となり、30分経過した場合をいう。
	SE 30 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(6)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「水位を維持できない」とは、使用済燃料ビット水の漏えい又は蒸発が継続し、通常の補給操作又は恒設設備による水補給を行っても、使用済燃料ビット水位が+6.78m以上に復帰しない場合をいう。 ・「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。
閉じ込める	SE 41 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(10)	<格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2, 3及び4において適用する。 ・「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率」とは、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管被断事象が発生した場合の上昇率をいう。 ・「一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、格納容器スプレイの設定点である19.5kPaを超えて、10分経過した状態からさらに上昇する場合をいう。
	SE 42 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(12)	<2つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2及び3において適用する。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失するおそれ」とは、サブクールが喪失した状態をいう。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650℃以上となっている場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ」とは、抽出隔壁が働いた状態で、加圧器水位が保持できない場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ」とは、抽出隔壁が働いた状態で、加圧器水位が保持できない場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失」とは、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力以下となった場合をいう。 ・「原子炉格納容器の障壁が喪失」とは、隔壁弁のいずれか1系列の全弁が閉止できない場合及び隔壁操作後も直接放出経路がある場合をいう。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

(PWR 4/5)

敦賀発電所2号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
閉じ込める	SE 4.3	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(11)	＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するため原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2, 3及び4において適用する。 ・「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内高レンジエリアモニタで $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 未満である場合をいう。 ・補足 本基準については、該当する設備が未設置であるため、設置後に適用されるものとする。
	SE 5.1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(7)	＜原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線量や室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した状況が進行中である場合若しくは使用済燃料ビット水の漏えい又は蒸発が確認された場合とする。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、主に原子炉を制御する盤又は原子炉以外の原子力施設を制御する盤のどちらかの制御盤において、表示灯の消灯並びに指示計及び記録計の動作停止が起きたこと又は警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。
	SE 5.2	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(8)	＜所内外通信連絡機能の全て喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報を社内連絡又は社外連報を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」又は「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、複数ある通信手段が、全て使用不能になっていることが確認された場合をいう。
その他	SE 5.3	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(9)	＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災又は溢水が発生し、安全機器等(※2)の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「安全機器等(※2)」とは、別表3-6における緊急事態事象(G.E.)に記載されている系統又は機器及びその設置区域であって、機能別重要度分類のP.S-1, M.S-1に該当する系統又は機器のうち、運転モードに応じて要求される系統又は機器をいう。 ・「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災又は溢水により、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が全て使用できなくなることをいう。
	SE 5.4	政令 第4条 第4項 第6号	＜特定事象にかかる緊急事態事象の発生＞ 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。	<ul style="list-style-type: none"> ・この基準は、原災法施行令に基づき、G.E.6～G.E.55の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。
	SE 5.5	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(13)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすことがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地内に止まると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所2号機

(PWR 5/5)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
事業所外運搬	XSE 6 1	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE 6 2	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災・爆発等により省令第3条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。（L型、IP-1型を除く。）	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することができる可搬式測定器
	XSE 6 3	政令 第4条 第4項 第6号	<事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生> 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。	・この基準は、XGE 6 1～XGE 6 2の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。

(※1) 「S E 2 5」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合している場合

「S E 2 6」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合していない場合

(※2) 「安全機器等」：「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（原子力規制委員会規則第13号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・

国土交通省令第2号）

安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (1/2)

敦賀発電所1号機

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	IC(A)	復水器	[R/B 4FL] IC(A)エリア
	IC(B)		[R/B 4FL] IC(B)エリア
	HPCI	ポンプ	[T/B 1FL] HPCIポンプ室
残留熱除去	SHC(A), (B)	ポンプ	[R/B 1FL] SHCポンプ(A)(B)室
	CC(A)		[R/B BFL] CCポンプ(A)室
	CC(B)		[R/B BFL] CCポンプ(B)室
	IC(A)	復水器	[R/B 4FL] IC(A)エリア
	IC(B)		[R/B 4FL] IC(B)エリア
低圧の非常用炉心冷却	CS(A)	ポンプ	[R/B BFL] CSポンプ(A)室
	CS(B)		[R/B BFL] CSポンプ(B)室
原子炉停止	HCU 1, 2 BANK	ユニット	[R/B 1FL] HCU 1, 2 BANK エリア
	HCU 3, 4 BANK		[R/B 1FL] HCU 3, 4 BANK エリア
	CRD(A), (B)	ポンプ	[T/B 1FL] CRDポンプ(A)(B)室
直流電源 (充電器)	125V DC充電器(A), (B), (C)	盤	[T/B 2FL] 125V DC充電器(A), (B), (C) エリア
直流電源 (バッテリ)	125V DC蓄電池(A)	バッテリ	[T/B 2FL] 125V DC蓄電池(A)室
	125V DC蓄電池(B)		[T/B 2FL] 125V DC蓄電池(B)室
交流電源 (非常用母線)	480V SWGR 1C	盤	[T/B 2FL] 480V SWGR 1C室
	480V SWGR 1D		[T/B 2FL] 480V SWGR 1D室
交流電源 (D/G)	D/G(A)	ディーゼル発電機	[T/B 1FL] D/G(A)室
	D/G(B)		[T/B 1FL] D/G(B)室
中央制御室		盤	[S/B 3FL] 中央制御室
燃料プール水補給	FPC(A), (B)	ポンプ	[R/B 3FL] FPCポンプ(A)(B)室
	CST Tr(A), (B)	ポンプ	[T/B 1FL] CST移送ポンプ(A)(B) エリア

安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (2/2)

敦賀発電所 2号機

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	CH/SIP(A)	ポンプ	[A/B B3FL] CH/SIP(A) ポンプ室
	CH/SIP(B)		[A/B B3FL] CH/SIP(B) ポンプ室
	SIP(A)		[A/B B3FL] SIP(A) ポンプ室
	SIP(B)		[A/B B3FL] SIP(B) ポンプ室
残留熱除去	RHR(A)	ポンプ	[A/B B4FL] RHR(A) ポンプ室
	RHR(B)		[A/B B4FL] RHR(B) ポンプ室
低圧の非常用炉心冷却	RHR(A)	ポンプ	[A/B B4FL] RHR(A) ポンプ室
	RHR(B)		[A/B B4FL] RHR(B) ポンプ室
原子炉格納容器	CSP(A)	ポンプ	[A/B B4FL] CSP(A) ポンプ室
	CSP(B)		[A/B B4FL] CSP(B) ポンプ室
原子炉停止	CRDM	盤	[R/B B1FL] CRDM電源盤室
蒸気発生器への給水	M/D AFWP(A)	ポンプ	[R/B B2FL] M/D AFWP(A) ポンプ室
	M/D AFWP(B)		[R/B B2FL] M/D AFWP(B) ポンプ室
	T/D AFWP		[R/B B2FL] T/D AFWPポンプ室
直流電源 (充電器)	125V 充電器(A)	盤	[A/B 1FL] A安全系インバータ室
	125V 充電器(B)		[A/B 1FL] B安全系インバータ室
	125V 予備充電器(A)		[A/B 1FL] A安全系インバータ室
	125V 予備充電器(B)		[A/B 1FL] B安全系インバータ室
直流電源 (バッテリ)	125V 蓄電池(A)	バッテリ	[A/B 1FL] A安全系蓄電池室
	125V 蓄電池(B)		[A/B 1FL] B安全系蓄電池室
交流電源 (非常用母線)	M/C 2A	盤	[A/B 1FL] A安全補機開閉器室
	M/C 2B		[A/B 1FL] B安全補機開閉器室
交流電源 (D/G)	D/G(A)	ディーゼル 発電機	[A/B 1FL] D/G(A) 室
	D/G(B)		[A/B 1FL] D/G(B) 室
中央制御室	主盤	盤	[A/B 1FL] 中央制御室
	原子炉補助盤		[A/B 1FL] 中央制御室
	中央制御室外原子炉停止盤		[R/B B1FL] EP盤室
燃料プール水補給	SFP(A), (B)	ポンプ	[R/B B2FL] SFPポンプ室

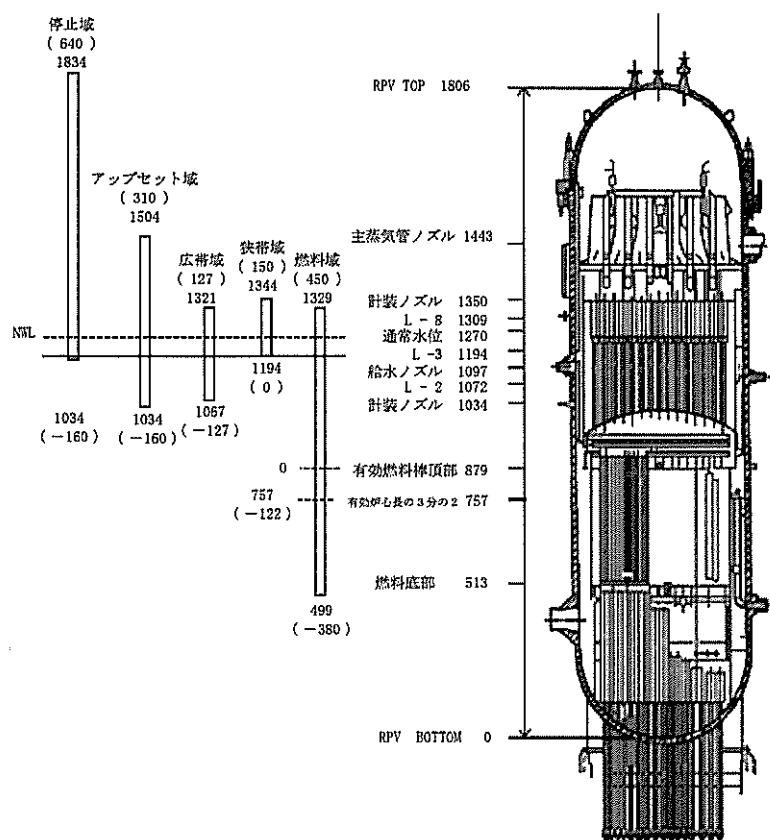
放射性物質障壁の詳細

敦賀発電所 1 号機

障壁喪失の可能性を示す

障壁喪失を示す

プラントパラメータ		燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁
原子炉水位 (図 1 参照)	冷却材中よう素濃度	—	—	—
	有効燃料頂部(TAF)未満	有効燃料頂部(TAF)未満	—	—
	水位不明	水位不明	—	—
	TAF-122cm未満(有効炉心長 3 分の 2)	—	—	減圧禁止領域(S/P水温との関係) (図 2 参照)
	原子炉圧力	—	—	—
	その他	—	急速減圧操作の実施	—
P C V	格納容器圧力	—	14.2KPa[gage]以上 (D/W圧力高設定点)	427KPa[gage]以上 (最高使用圧力)
	格納容器温度	—	—	138°C以上 (最高使用温度)
	サプレッションプール 水温	—	—	減圧禁止領域(RPV圧力との関係) (図 2 参照)
	格納容器放射線モニタ	図 3 又は 4 の領域 B の線量率	指示値の有意な上昇	—
	格納容器雰囲気(ガス) モニタ	—	—	燃焼が発生するガス濃度以上 (例: 水素 4% 酸素 5%以上)
	その他	—	—	格納容器ベントの実施
その他	建屋	建屋雰囲気モニタ	基準温度(系統隔離温度)以上 (表-1 参照)	基準温度以上で隔離失敗または 隔離後基準温度以上 (表-1 参照)
	緊急時責任者の判断	燃料被覆管障壁の喪失の可能性判断	原子炉冷却系障壁の喪失の可能性判断	格納容器障壁の喪失の可能性判断
	原子炉冷却系障壁の喪失判断	燃料被覆管障壁の喪失判断	原子炉冷却系障壁の喪失判断	格納容器障壁の喪失判断



レベル	設定水位	インターロック	圧力容器0点より
L-8	122 cm	主タピ"ソリップ"、 給水ボン"ソリップ"	1309 cm
L-7	112 cm	水位高警報	1278 cm
通常水位	90 cm	通常水位	1270 cm
L-4	70 cm	水位低警報	1223 cm
L-3	0 cm	原子炉スラム 格納容器隔壁 (MSIV 除く)	1194 cm
L-2 + 500 mm	— (-72 cm)	—	1122 cm
L-2	— (-122 cm)	HPCI 起動 MSIV 開 再循環ポンプ起動 CS ポンプ起動 (炉圧低と同時信号) CC ポンプ起動 (D/W 圧力高と同時信号) ADS 作動 (D/W 圧力高と同時信号) 非常用 D/G 起動 (炉圧低と同時信号)	1072 cm
TAF	(-314 cm)	有効燃料頂部 (TAF)	879 cm
TAF-122 cm	— (-436 cm)	有効炉心長の3分の2 (TAF - 122 cm)	757 cm

図1 原子炉水位関係図

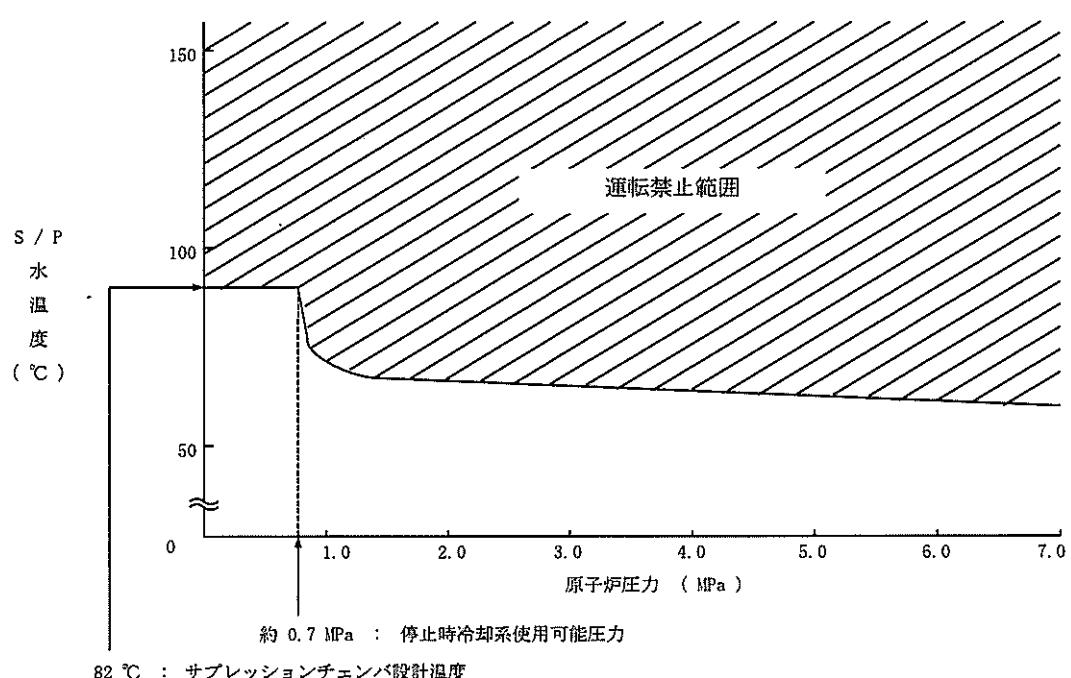


図2 格納容器障壁喪失を判断する原子炉圧力容器とS/P水温の関係

別表 3-1-4
敦賀発電所1号機

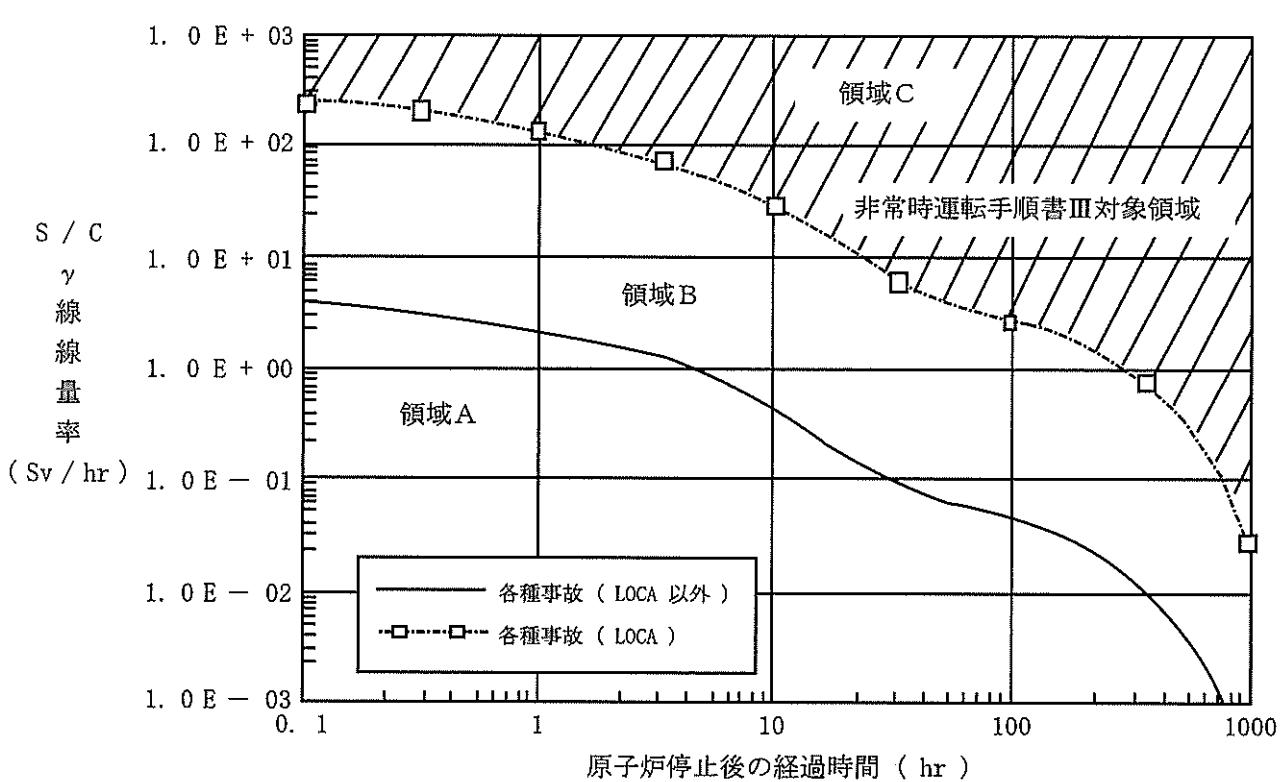
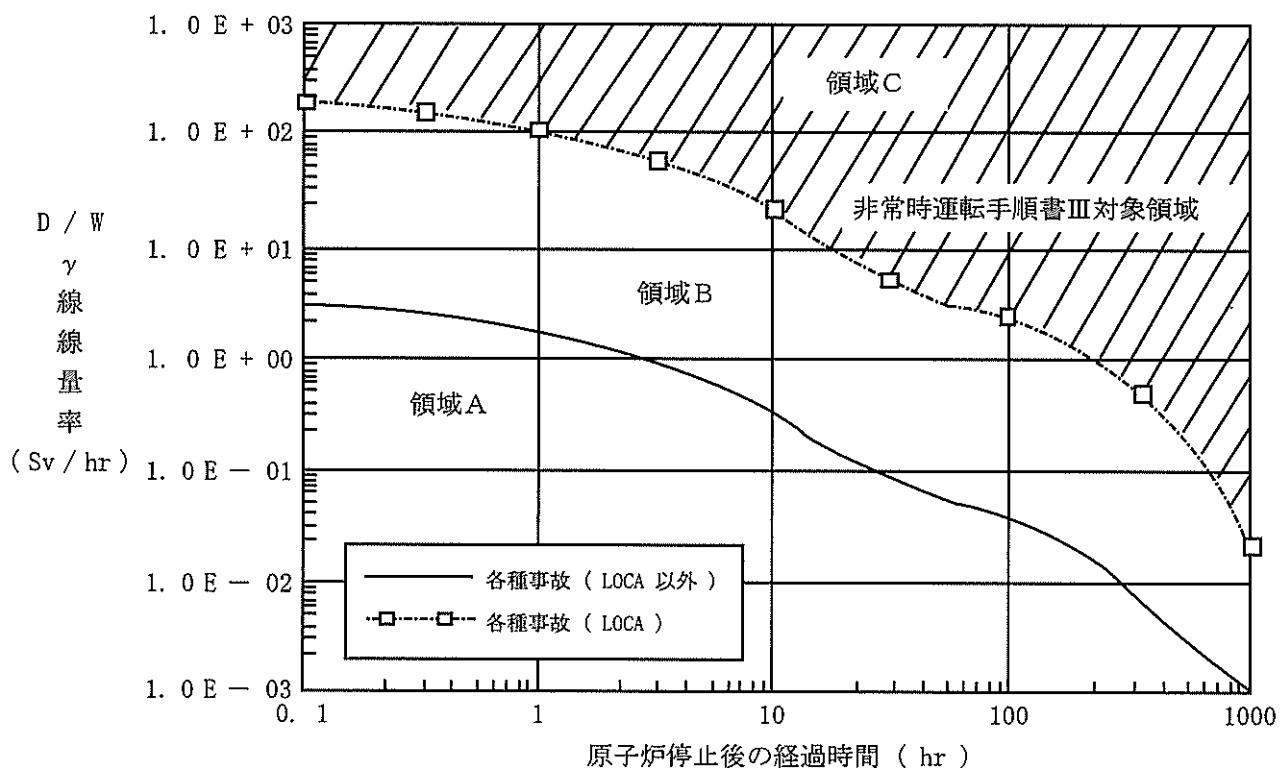


表-1 1次冷却材漏えいを検知するエリアと温度基準値

敦賀発電所 1号機

エリア名	計測対象	設定値	備考
C UW系 热交換器室	周囲温度	65°C	警報設定値
C UW系 再循環ポンプエリア	周囲温度	55°C	警報設定値
C UW系 フィルタ・デミネエリア	周囲温度	55°C	警報設定値
I C系 蒸気入口弁エリア	周囲温度	75°C	警報設定値
		65°C	警報設定値
I C系 復水器エリア	周囲温度	65°C	警報設定値
主蒸気管トンネル室 (R/B)	周囲温度	95°C	MSIV閉インターロック
		75°C	警報設定値
主蒸気管トンネル室 (T/B)	周囲温度	95°C	MSIV閉インターロック
		80°C	警報設定値
		75°C	警報設定値
S HC系 热交換器室	周囲温度	55°C	警報設定値
S HC系 ポンプ室	周囲温度	60°C	警報設定値

発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬

使用済燃料
低レベル放射性廃棄物
MOX燃料
照射試験片等 (L型を除く)

なお、照射試験片等の輸送については、試験施設等が輸送物の安全に責任を有する場合を除く

別表 3-3

原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
服用基準	<p>① 原災法第10条第1項の規定に基づく通報以降、原子力施設内のエリアモニタ（緊急時対策所内のSPDSで遠隔監視が可能なエリアモニタ、又は緊急時対策所内に設置しているエリアモニタ）で、0.1 mSv/hの空間線量率の指示上昇を検知した場合</p> <p>② 原災法第10条第1項の規定に基づく通報以降、炉心損傷（原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上、かつ炉心出口温度が$350^\circ\text{C}$以上）を検知した場合</p>
服用対象者	<p>原子力緊急時対策本部の全要員 ただし、服用不適格者には服用させず、慎重投与対象者には投与後、30分程度観察を行う。</p> <p>（服用不適格者） ヨウ素過敏症の既往歴のある者 （慎重投与対象者） 造影剤過敏症の既往歴のある者、低補体性血管炎の過敏症の既往歴のある者又は治療中の者、及びジューリング泡疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者</p>
服用量	1日、1回、医療品ヨウ化カリウムの丸薬2錠（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を服用する。
服用日数	10日を限度とする。

原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与

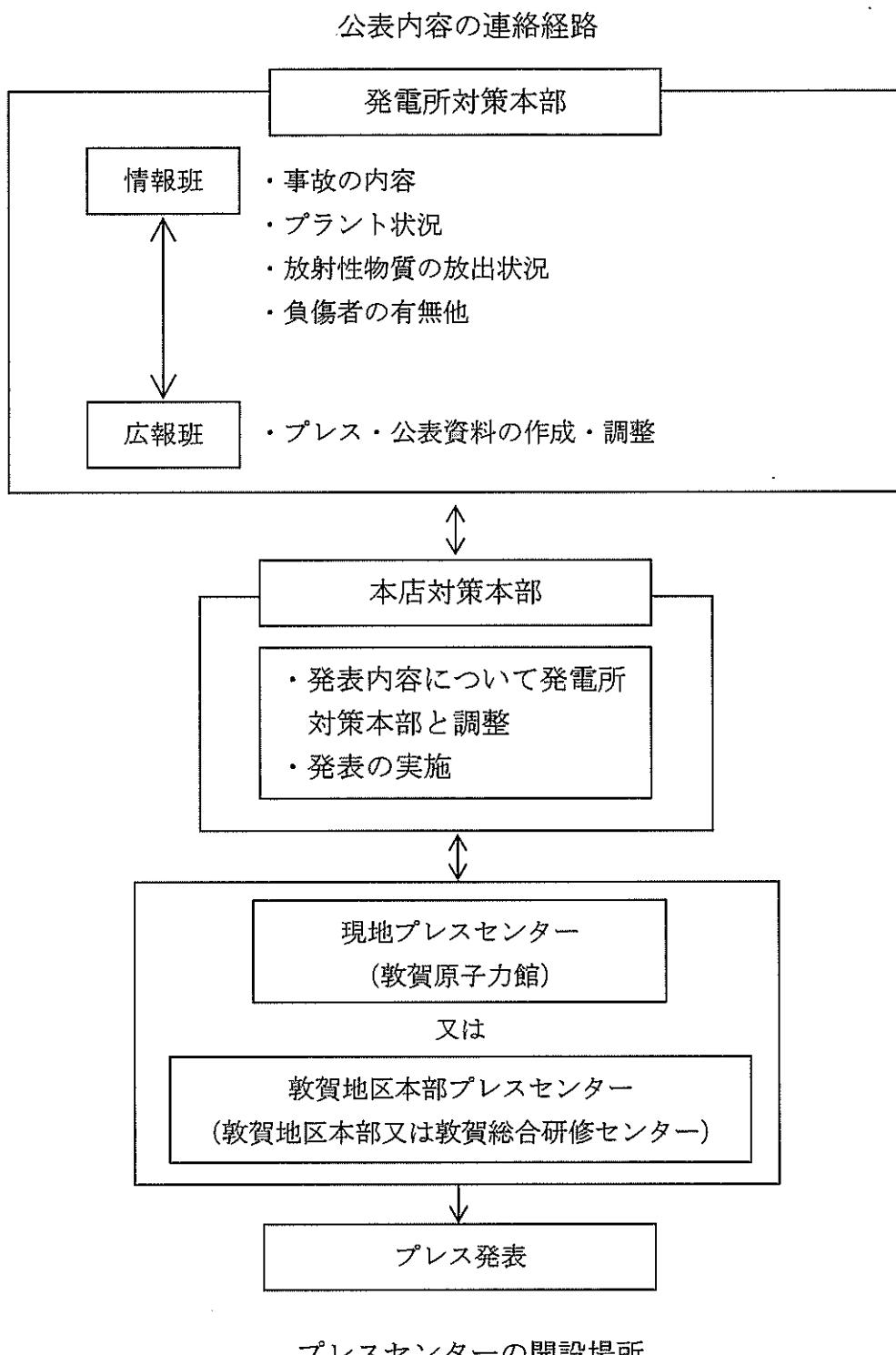
(発災:敦賀発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	本店	2名	・携帯電話	・各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
原子力防災センター	本店 敦賀発電所	8名程度	・携帯電話 ・発電所周辺地図 ・事故時操作手順書 ・プラント系統図 ・プラント主要設備概要 ・プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ・原子炉安全保護系ロジック一覧表	・各1台程度 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式	・原子力防災センターにおける設営準備 ・連絡会議への参加 ・本店、発電所との情報共有 ・要請事項への協力
緊急時モニタリングセンター※1	敦賀発電所	2名程度	――――	――――	・現地活動支援(被ばく汚染管理)
若狭地域原子力事業者支援連携本部※2 (日本原子力研究開発機構 敦賀分室内)	本店 敦賀発電所	15名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定 GM式サーベイメータ(汚染検査用) 個人線量計	1台程度 1台程度 1式 1式 1式 1式 9台 15台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援 ・環境放射線モニタリング ・避難退城時検査及び除染など
地方自治体災害対策本部等 (福井県、敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市、滋賀県、高島市、長浜市、岐阜県、揖斐川町)	本店 敦賀発電所	20名程度	携帯電話 原子力事業者防災業務計画	各1台程度 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生	本店 敦賀発電所	2~4名程度	道路地図 携帯電話 モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイポリウム) 熱蛍光線量計(TLD) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム検出器 In situ Ge検出器 個人線量計 機材・要員用輸送車両	1式 1台程度 1台 5台 10台 1台 3台 100個 1台 1台 2台 1台 10台 1台程度	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去 ・避難退城時検査及び除染など

※1警戒体制発令時においては、関係機関からの要請に応じて派遣する。

※2「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

別図 3-5



プレスセンターの開設場所

	名 称	住 所	電話番号	FAX番号
現地プレスセンター	日本原子力発電（株） 敦賀原子力館	福井県敦賀市明神町	0770-26-9006	0770-26-9007
敦賀地区本部 プレスセンター	日本原子力発電（株） 敦賀地区本部	福井県敦賀市本町 2-9-16	0770-25-5611	0770-21-9015
	日本原子力発電（株） 敦賀総合研修センター	福井県敦賀市沓見 165-9-6	0770-21-9700	0770-21-9725

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(BWR 1/4)

敦賀発電所1号機

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	G E 0 1	政令 第6条 第3項 第1号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、S E 0 1に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。
	G E 0 2	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)	・G E 0 2は、S E 0 2と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、S E 0 2に準ずる。
	G E 0 3	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)	・G E 0 3は、S E 0 3と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、S E 0 3に準ずる。
	G E 0 4	政令 第6条 第3項 第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(BWR 2/4)

敦賀発電所1号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	G E 0 5	政令 第6条 第4項 第2号	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>口 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常経路放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「その放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定閑連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定閑連機器で検出された値が、放射能水準として500マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の5,000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	G E 0 6	政令 第6条 第4項 第3号	＜原子炉外での臨界事故＞ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が維持している状態をいう。）にあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> 「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
止める	G E 1 1	規則 第14条 表中 イー(1)	＜原子炉停止の失敗又は停止確認不能＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを見認することができないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、運転及び起動において適用する。 制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、手動スクラムボタンによるスクラム、原子炉モードスイッチによるスクラム、手動代替制御棒挿入ボタンによるスクラム、シングルロッドスクラム、常駆動による制御棒挿入等を実施しても、全制御棒が挿入されていることを位置指示計にて確認できず、かつ中性子束が出力領域モニタ下限以下で、起動領域モニタにて定格出力の0.1%未満であることが確認できない状態をいう。
	G E 2 1	規則 第14条 表中 イー(2)	＜原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能＞ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」とは、以下に示す非常用の炉心冷却装置のポンプが起動しないこと、又は注入弁が「開」しないこと等により、非常用の炉心冷却装置による原子炉への注水がなされていることを確認できない状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①高圧注水系 ②炉心スプレイ系
冷やす	G E 2 2	規則 第14条 表中 イー(3)	＜原子炉注水機能の喪失＞ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 「全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」とは、以下に示す非常用の炉心冷却装置（非常用復水器系含む）のポンプが起動しないこと、又は注入弁が「開」しないこと等により、非常用の炉心冷却装置（非常用復水器系含む）による原子炉への注水がなされていることを確認できない状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①高圧注水系 ②非常用復水器系 ③炉心スプレイ系

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

敦賀発電所1号機

(BWR 3/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	GE 23	規則 第14条 表中 イー(5)	<残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失> 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止である場合をいう。 「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下の何れかの状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①主復水器内圧力が 7.7. 6 kPa [a b s] まで低下 ②全ての主蒸気ライン（主蒸気ドレンライン含む）が使用不能 ・「残留熱を除去する全ての機能が喪失」とは、以下の系統が全て使用不能になる場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉停止時冷却系 ②格納容器冷却系 ③非常用復水器系 ・「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失」とは、次のいずれかの状態をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①サブレッショングループ平均温度が 100°C 以上となった場合 ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力 4.27 kPa [g a g e] に達した場合
	GE 25 (※1)	規則 第14条 表中 イー(6)	<全交流電源の1時間以上喪失> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格した原子炉施設における、全ての原子炉の状態において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての交流電源が使用不能となることをいう。
	GE 26 (※1)	規則 第14条 表中 イー(6)	<全交流電源の30分以上喪失（旧基準炉）> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格する前の原子炉施設における、全ての原子炉の状態において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての交流電源が使用不能となることをいう。
	GE 27	規則 第14条 表中 イー(7)	<全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用直流母線が使用不能となった場合をいう。
	GE 28	規則 第14条 表中 イー(8)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の状態が、運転、起動及び高温停止において適用する。 ・「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、格納容器モニタが基準値を超えた場合（別表3-1-4 図3又は図4の「領域C」）をいう。
	GE 29	規則 第14条 表中 イー(9)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が冷温停止又は燃料交換において、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 ・「原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位」とは、L-2の水位相当をいう。 ・「非常用炉心冷却装置が作動しないこと」とは、原子炉の停止中に作動可能な非常用炉心冷却装置について、作動信号が入ったにもかかわらず全ての装置が作動失敗することをいう。
	GE 30	規則 第14条 表中 イー(10)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2.2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、使用済燃料貯蔵槽のAM対策用水位計で-2.5. 8.1メートル以下になった場合若しくは、そのおそれがある場合、又は当該水位まで低下していること若しくは低下するおそれがあることを監視カメラ等により確認した場合をいう。 ・「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(BWR 4/4)

敦賀発電所1号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
閉じ込める	GE 4 1	規則 第14条 表中 イー(4)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、運転、起動及び高温停止において適用する。 「最高使用圧力」とは、格納容器圧力が427kPa [gage]をいう。 「最高使用温度」とは、格納容器温度が138°Cをいう。
	GE 4 2	規則 第14条 表中 イー(12)	<2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、運転、起動及び高温停止において適用する。 3つの障壁（放射性物質障壁：①燃料被覆管障壁 ②原子炉冷却系障壁 ③格納容器障壁）のうち、いずれか2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失若しくはその可能性がある場合をいう。 各障壁の喪失又は喪失の可能性の判断については、別表3-1-4で判断する。
その他着脱	GE 5 1	規則 第14条 表中 イー(11)	<原子炉制御室の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において適用する。 「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線量や室温の異常な上昇等により中央制御室からの退避が必要な場合をいう。 「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、中央制御室の制御盤の表示灯、警報、指示計及び記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。
	GE 5 5	規則 第14条 表中 イー(13)	<住民避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人の行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE 6 1	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XGE 6 2	省令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災・爆発等により省令第4条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか。又は漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

(※1) 「GE 25」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合している場合

「GE 26」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合していない場合

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令

（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(PWR 1/4)

敦賀発電所2号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GEO 1	政令 第6条 第3項 第1号	<p>＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞</p> <p>原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。</p> <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。</p> <p>①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト</p> <p>・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE 01に該当すると判断したときをいう。</p> <p>・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。</p>
	GEO 2	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条	<p>＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	・GEO 2は、SE 02と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE 02に準ずる。
	GEO 3	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条	<p>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	・GEO 3は、SE 03と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE 03に準ずる。
	GEO 4	政令 第6条 第3項 第2号	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。</p>
	GEO 5	政令 第6条 第4項 第2号	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「その放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定閑連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定閑連機器で検出された値が、放射能水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の5,000倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(PWR 2/4)

敦賀発電所2号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	G E 0 6	政令 第6条 第4項 第3号	<原子炉外での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
止める	G E 1 1	規則 第14条 表中 ロー(1)	<原子炉停止の失敗又は停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	・「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のバラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 ・「制御棒の挿入により原子炉を停止することができない」とは、運転モードが1, 2のとき、原子炉トリップが必要な場合において、以下のいずれの制御棒挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力が5%以上又は中間領域中性子束起動率が正の状態となっている場合をいう。 ①自動トリップ ②手動原子炉トリップ ③MGセット電源断によるトリップ ④制御棒手動挿入 ・「停止したことを確認することができない」とは、運転モードが1, 2のとき、原子炉トリップが必要な場合において、制御棒の挿入により、原子炉出力が5%以上又は中間領域中性子束起動率が正であるか否かが確認できない場合をいう
冷やす	G E 2 1	規則 第14条 表中 ロー(2)	<原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4をいう。 ・「全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」とは、以下に示す非常用炉心冷却装置のポンプ等が起動しないこと又は注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できない場合（原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く）をいう。 ただし、「ポンプ等が起動し、注水流量が確認できた場合」又は「原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合」のいずれかの場合であっても、炉心出口温度350℃以上の状態が30分以上継続して観測された場合は、原子炉への注水ができないないと判断する。 ①充てん／高圧注入ポンプ ②高圧注入ポンプ ③蓄圧タンク ④余熱除去ポンプ
	G E 2 4	規則 第14条 表中 ロー(3)	<蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）をいう。 ・「全ての給水機能が喪失」とは、主給水ポンプ（蒸気発生器水張りポンプを含む）による蒸気発生器への給水が喪失とともに、補助給水ラインの合計流量が100m³/h未満となり、かつ、全ての蒸気発生器の狭窄水位が0%未満となった場合をいう。 ・「非常用炉心冷却装置による注水ができない」とは、以下に示す非常用炉心冷却装置のポンプ等が起動しないこと又は注入弁が「開」しないこと等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が行われず、炉心の冷却がなされていることを確認できない状態をいう。 なお、ポンプ等が起動し、注水流量が確認できた場合であっても、炉心出口温度350℃以上の状態が30分以上継続して観測された場合は、原子炉への注水ができないと判断する。 ①充てん／高圧注入ポンプ ②高圧注入ポンプ ③蓄圧タンク ④余熱除去ポンプ

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

敦賀発電所2号機

(PWR 3/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	GE 25 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(5)	<全交流電源の1時間以上喪失> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格した原子炉施設における、全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての所内高圧母線が使用不能となることをいう。
	GE 26 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(5)	<全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は、恒設電源設備が新規制基準に基づく使用前検査に合格する前の原子炉施設における、全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、全ての所内高圧母線が使用不能となることをいう。
	GE 27	規則 第14条 表中 ロー(6)	<全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 ・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用直流母線が使用不能となった場合をいう。
	GE 28	規則 第14条 表中 ロー(7)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2及び3において適用する。 ・「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度」とは、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が$1 \times 10^6 \text{ mSv/h}$以上かつ、炉心出口温度が$350^\circ\text{C}$以上となった場合をいう。 ・ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。
	GE 29	規則 第14条 表中 ロー(8)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・「一時に原子炉容器の水位を下げた状態」とは、一次冷却材系統の水位を一時にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)をいう。 ・「残留熱を除去する機能を喪失」とは、余熱除去ポンプを用いた冷却及び蒸気発生器を通じた除熱(リフラックス冷却)ができないことをいう。 ・「燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと」とは、燃料取替用水タンクから充てん/高圧注入ポンプ、充てんポンプ、高圧注入ポンプ(代替低圧注入ポンプ)を用いた又は停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段並びに蓄圧タンクからの注入手段の全てを喪失した場合で、1次冷却材配管の水位が配管の下端となって1時間が経過した場合をいう。
	GE 30	規則 第14条 表中 ロー(9)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水位計がEL+1.19m以下を検出するか又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示が指示計の上限を超え、使用済燃料ピット付近に接近できない場合をいう。 ・「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 ・「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が確認できない場合をいう。
閉じ込める	GE 41	規則 第14条 表中 ロー(4)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2, 3及び4において適用する。 ・「最高使用圧力」とは、392kPaをいう。 ・「最高使用温度」とは、最高使用圧力における飽和温度(144°C)をいう。
	GE 42	規則 第14条 表中 ロー(11)	<2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2及び3において適用する。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650°C以上となっている場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失」とは、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力以下となった場合をいう。 ・「格納容器の障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器スプレイが動作した場合において、格納容器スプレイ系が1系統のみの場合をいう。

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(PWR 4/4)

敦賀発電所2号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	GE 51	規則 第14条 表中 ロー(10)	<原子炉制御室の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての運転モード及び運転モード外において適用する。 「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線量や室温の異常な上昇等により中央制御室からの退避が必要な場合をいう。 「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、主に原子炉を制御する盤及び原子炉以外の原子力施設を制御する盤の両方において、表示灯の消灯並びに指示計及び記録計の動作停止が起きたこと又は警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。
	GE 55	規則 第14条 表中 ロー(12)	<住民避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE 61	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XGE 62	省令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災・爆発等により省令第4条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

(※1) 「GE 25」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合している場合

「GE 26」：原子炉施設に設ける電源設備が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第72条第1項の基準に適合していない場合

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

別表3-7

緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第15条第2項:原子力緊急事態宣言時)

(発災:敦賀発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	本店	2名	・携帯電話	・各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
原子力防災センター(各現地対策本部との連携)	本店 敦賀発電所	8名程度	・携帯電話 ・発電所周辺地図 ・事故時操作手順書 ・プラント系統図 ・プラント主要設備概要 ・プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ・原子炉安全保護系ロジック一覧表 ・人員輸送車両	・各1台程度 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・2台程度	・総合調整 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・予測放射線影響評価、予測 ・原子力防災センターにおける管理の協力 ・地域住民等の避難措置への協力 ・本店、発電所との情報共有 ・その他要請事項への協力
(合同対策協議会)	本店 敦賀発電所	1名程度	携帯電話	各1台程度	・関係機関との調整 ・情報の共有化
(事業者支援連携)	本店 敦賀発電所	2名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 原子力事業者間協力協定	1台程度 各1台程度 1式 1式 1式	・合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・原子力事業者支援本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	本店 敦賀発電所	2名程度	――――	――――	現地活動支援(被ばく汚染管理)
原子力事業者支援本部(日本原子力研究開発機構 敦賀分室)	本店 敦賀発電所	13名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業所間協力協定	1台程度 1台程度 1式 1式 1式 1式	・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退避時検査及び除染など
地方自治体災害対策本部等(福井県、敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市、滋賀県、高島市、長浜市、岐阜県、揖斐川町)	本店 敦賀発電所	20名程度	携帯電話 原子力事業者防災業務計画	各1台程度 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生	本店等 敦賀発電所	2~4名程度	道路地図 携帯電話 モニタリングカー(ゲスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイポリウム) 熱量光線量計(TLD) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム検出器 In situ Ge検出器 個人線量計 機材・要員用輸送車両	1式 1台程度 1台 5台 10台 1台 3台 100個 1台 1台 2台 1台 10台 1台程度	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去 ・避難退避時検査及び除染など

原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第15条第4項:原子力緊急事態解除宣言後)

(発災:敦賀発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	本店	2名	・携帯電話	各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	本店 敦賀発電所	2名程度	---	---	・現地活動支援(被ばく汚染管理)
原子力防災センター 地方自治体の事故対策組織等(汚染検査、汚染除去に関する事項)	本店 敦賀発電所	4名程度	GM式サーベイメータ(汚染検査用) 要員・機材輸送車	5台程度 1台程度	・事後対策組織による事後環境放射線モニタリング ・住民、各施設等の汚染検査及び汚染除去
原子力防災センター 地方自治体の事故対策組織等(広報活動に関する事項)	本店 敦賀発電所	2~3名程度	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	1式 1式 1台程度	・原子力事後対策の実施状況の把握及び広報資料の作成
原子力防災センター 地方自治体の事故対策組織等(住民相談窓口の設置に関する事項)	本店 敦賀発電所	2~3名程度	原子力事業者防災業務計画	1式	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・被災者の損害賠償請求等に関する問合せ対応
原子力事業者支援本部 (日本原子力研究開発機構 敦賀分室内)	本店 敦賀発電所	15名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業所間協力協定 GM式サーベイメータ(汚染検査用) 個人線量計	1台程度 1台程度 1式 1式 1式 1式 9台 15台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援 ・環境放射線モニタリング ・避難退城時検査及び除染など

別表 5-1

福井県内他原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与
(関西電力(株)又は日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	本店 敦賀発電所	17名程度	モニタリングカー (ゲスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイポリウム) 熱蛍光線量計(TLD) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム検出器 In situ Ge検出器 個人線量計	1台 5台 10台 1台 3台 100個 1台 1台 2台 1台 10台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
原子力防災センター	本店 敦賀発電所	2名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 原子力事業者間協力協定 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書	1台程度 1台程度 1式 1式 1式 1式	・合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
若狭地域原子力事業者支援連携本部※1 (※2)	本店 敦賀発電所	13名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業所間協力協定 GM式サーベイメータ(汚染検査用) 個人線量計 除染キット 高圧洗浄機	1台程度 1台程度 1式 1式 1式 1式 9台 15台 1式 1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援 ・環境放射線モニタリング ・避難退城時検査及び除染など
各災害対策本部	敦賀発電所	各2名程度	携帯電話 原子力事業者防災業務計画	1台程度 1式	災害対策本部での情報収集
敦賀発電所緊急処置室	敦賀発電所	2名程度	緊急処置室内設備及び資機材	1式	自治体医療本部等からの受入要請に対応した緊急時医療協力

※1「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※2 関西電力㈱が発災事業者の場合:美浜発電所(関西電力㈱原子力事業本部内)、大飯発電所又は高浜発電所(関西電力㈱原子力保修訓練センター内)
日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合:当社敦賀地区本部内

※ 資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

別表 5-2

福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した
原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与

(原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	本店等 敦賀発電所	30名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・GM式サーベイメータ(汚染検査用) ・電離箱サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ダストサンプラー ・個人線量計(ポケット線量計) ・高線量対応防護服 ・全面マスク ・タイベックスツツ ・ゴム手袋 ・遮へい材 ・放射線測定用車両※1 ・ホールボディカウンタ ・可搬式モニタリングポスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・18台 ・2台 ・2台 ・3台 ・100台 ・20着 ・100個 ・1500着 ・3000双 ・200枚 ・1台 ・1台 ・4台※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング ・周辺区域の汚染検査及び汚染除去 ・避難退城時検査及び除染など
事業所外運搬に係る特定事象発生	本店等 敦賀発電所	4名	<ul style="list-style-type: none"> 道路地図 携帯電話 モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイボリウム) 熱量光線量計(TLD) 個人線量計 携帯FAX 機材・要員輸送車両 	<ul style="list-style-type: none"> 1式 1台 1台 5台 10台 1台 3台 30個 10台 1台 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング ・避難退城時検査及び除染など

※1: 放射線測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。

※2: 可搬式モニタリングポストは当社の保有台数を記載する。

※3: 資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

※4: 準備数量については、全て程度とする。

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 _____	
氏名	印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		年	月	日																																																
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">(担当者 所属 電話)</p>																																																				
<p style="text-align: center;">原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力事業所の名称及び場所</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>業務の種別</th> <th>防災要員の職制</th> <th colspan="2">その他の防災要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広報</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </tbody> </table>					原子力事業所の名称及び場所				業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員		情報の整理、関係者との連絡調整			名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名以上	広報			名以上	放射線量の測定その他の状況の把握			名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止			名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧			名以上	放射性物質による汚染の除去			名以上	医療に関する措置			名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名以上	原子力事業所内の警備等			名以上
原子力事業所の名称及び場所																																																				
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員																																																		
情報の整理、関係者との連絡調整			名以上																																																	
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名以上																																																	
広報			名以上																																																	
放射線量の測定その他の状況の把握			名以上																																																	
原子力災害の発生又は拡大の防止			名以上																																																	
施設設備の整備・点検、応急の復旧			名以上																																																	
放射性物質による汚染の除去			名以上																																																	
医療に関する措置			名以上																																																	
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名以上																																																	
原子力事業所内の警備等			名以上																																																	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

様式 4

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所 _____

氏名 _____ 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置数	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

		年	月	日																																																																																																																																			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																																																																																							
届出者																																																																																																																																							
住所 _____ 印 _____																																																																																																																																							
氏名 _____																																																																																																																																							
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)																																																																																																																																							
(担当者 所属 電話)																																																																																																																																							
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td colspan="3">汚染防護服</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td colspan="3">呼吸用ポンベ付一体型防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td colspan="3">フィルター付き防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td colspan="3">緊急時電話回線</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ファクシミリ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="3">携帯電話等</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測器等</td> <td colspan="2">排気筒モニタリング設備</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の固定式測定器</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">空間放射線積算線量計</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td colspan="4">表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンプラ</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>測定器</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">可搬式の放射性ヨウ素</td> <td>サンプラ</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">測定関連機器</td> <td>測定器</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">個人用外部被ばく線量測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td colspan="3">エリアモニタリング設備</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="3">モニタリングカー</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td colspan="4">ヨウ素剤</td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td colspan="4">担架</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">除染用具</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td colspan="4">被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>式</td> </tr> </table>					原子力事業所の名称及び場所					放射線障害防護用器具	汚染防護服			組	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク			個	フィルター付き防護マスク			個	非常用通信機器	緊急時電話回線			回線	ファクシミリ			台	携帯電話等			台	計測器等	排気筒モニタリング設備				台	その他の固定式測定器				台	ガンマ線測定用サーベイメータ				台	中性子線測定用サーベイメータ				台	空間放射線積算線量計				個	表面汚染密度測定用サーベイメータ				台	可搬式ダスト測定関連機器		サンプラ			台			測定器			台	可搬式の放射性ヨウ素		サンプラ			台	測定関連機器		測定器			台	個人用外部被ばく線量測定器					台	その他	エリアモニタリング設備					台	モニタリングカー					台	その他資機材	ヨウ素剤				錠	担架				台	除染用具				式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両				台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備				式
原子力事業所の名称及び場所																																																																																																																																							
放射線障害防護用器具	汚染防護服			組																																																																																																																																			
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク			個																																																																																																																																			
	フィルター付き防護マスク			個																																																																																																																																			
非常用通信機器	緊急時電話回線			回線																																																																																																																																			
	ファクシミリ			台																																																																																																																																			
	携帯電話等			台																																																																																																																																			
計測器等	排気筒モニタリング設備				台																																																																																																																																		
	その他の固定式測定器				台																																																																																																																																		
	ガンマ線測定用サーベイメータ				台																																																																																																																																		
	中性子線測定用サーベイメータ				台																																																																																																																																		
	空間放射線積算線量計				個																																																																																																																																		
	表面汚染密度測定用サーベイメータ				台																																																																																																																																		
	可搬式ダスト測定関連機器		サンプラ			台																																																																																																																																	
			測定器			台																																																																																																																																	
	可搬式の放射性ヨウ素		サンプラ			台																																																																																																																																	
	測定関連機器		測定器			台																																																																																																																																	
個人用外部被ばく線量測定器					台																																																																																																																																		
その他	エリアモニタリング設備					台																																																																																																																																	
	モニタリングカー					台																																																																																																																																	
その他資機材	ヨウ素剤				錠																																																																																																																																		
	担架				台																																																																																																																																		
	除染用具				式																																																																																																																																		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両				台																																																																																																																																		
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備				式																																																																																																																																		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
防 灾 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 灾 訓 練 の 項 目	
防 灾 訓 練 の 内 容	
防 灾 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今 後 の 原 子 力 灾 害 対 策 に 向 け た 改 善 点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

警戒事象発生通報

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
警戒事象通報	<u>通報者名</u> <u>連絡先</u>
警戒事象の発生について、原子力事業者防災業務計画第3章第1節に基づき通報します。	
原子力事業所の名称	
件名／E A L番号	
発 生 時 刻	
状 况	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報

_____年_____月_____日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条 通 報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき
通報します。

原子力事業所の場所 及び名称		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 (24時間表示)		
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類 E A L 番号	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

【BWR・PWR 共通】

応急措置の概要連絡様式（原子炉施設）

(1/3)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事象件名／E A L番号 :

2. 事象発生場所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 発生事象と対応の概要（注1）

5. 緊急事態対策本部その他の事項の概要（注2）

(注1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について、発生時刻順に記載する。

(注2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

6. プラントの状況 確認時刻 _____

事象発生時の 状況	発電所状態		原子炉出力	%
	停止時刻	時 分	炉心平均燃焼度	MMD/MTU
現在の状況	原子炉出力	%	原子炉圧力	MPa (gage)
	原子炉温度	°C	原子炉水位	cm
	格納容器圧力	kPa (gage)	格納容器内水素 濃度(ドライ値)	%

7. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 _____

放出状況	放出開始時刻	日 : 頃	放出停止時刻	
	放出箇所		放出高さ (地上高)	m
放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 _____ : _____)	放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量
	希ガス		Bq/h	Bq
	ヨウ素		Bq/h	Bq
モニタリング ポスト	その他 (核種)		Bq/h	Bq
	排気筒モニタ	cps		cps
	名称	立石	猪ヶ池	浦底
気象情報	nGy/h			
	天候		風向	
	風速	m/s	大気安定度	

8. 放射性物質の放出評価 評価時刻 _____

放出見通し	希ガス	ヨウ素	合計
	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量 の推定	方位	距離	被ばく線量
		km	mSv
		km	mSv

9. その他

--

応急措置の概要連絡様式 (PWR の場合)

6. プラントの状況 確認時刻 _____

事象発生時の 状況	発電所状態			原子炉出力	%
	停止時刻	時	分	炉心平均燃焼度	MMD/MTU
現在の状況	原子炉出力			1 次系圧力	MPa (gage)
	1 次系(ホット レグ)温度			加圧器水位	%
	格納容器圧力			格納容器内水素 濃度(ドライ値)	%

7. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 _____

放出状況	放出開始時刻	日	： 頃	放出停止時刻	
	放出箇所			放出高さ (地上高)	m
	放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量	
放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 _____ : _____)	希ガス			Bq/h	Bq
	ヨウ素			Bq/h	Bq
	その他 (核種)			Bq/h	Bq
排気筒ガスモニタ				cpm	cpm
モニタリング ポスト	名称	立石	猪ヶ池		浦底
	nGy/h				
気象情報	天候		風向		
	風速	m/s	大気安定度		

8. 放射性物質の放出評価 評価時刻 _____

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降 の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量 の推定	方位		距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

9. その他

--

応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）

(1/2)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事事件名／EAL番号 :

2. 事象発生場所 :

3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃

4. 発生事象と対応の概要（注1）

5. 緊急事態対策本部その他の事項の概要（注2）

(注1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について、発生時刻順に記載する。

(注2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要連絡様式 (事業所外運搬)

(2/2)

6. 輸送容器の状況

確認時刻 時 分

事象発生時の 状況	輸送物の種類		使用容器の種類	
	出発地／到着 予定地		輸送手段	
現在の状況	火災の有無	有・無	爆発の有無	有・無
	漏えいの有無	有・無		
	特記事項			

7. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 時 分

放出状況	放出, 漏えい 開始時刻	日 時 分 頃	放出停止時刻	日 時 分 頃
	放出, 漏えい 箇 所			
放射線量	距離・ 場所			
	nSv/h μSv/h			

8. 放射性物質の放出評価

評価時刻 時 分

放出見直し	放出評価時刻以 降の放出見直し			
最大地点の線量の 推定	方 位	距 離	被ばく線量	
	外部被ばく		m	mSv

9. その他

--

原災法第15条第1項に関する報告様式（原子炉施設）

【BWR・PWR 共通】

(1/3)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長

第15条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子力緊急事態の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	年　月　日　時　分	送信者	
受信日時	年　月　日　時　分	受信者	

1. 事象件名／EAL番号：

2. 事象発生場所：

3. 事象発生日時： 年　月　日　時　分　頃

4. 報告する内容（注1）

5. 発生事象と対応の概要（注2）

6. 緊急事態対策本部その他の事項の概要（注3）

(注1) 原子力緊急事態の内容を記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について、発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

7. プラントの状況

確認時刻 _____

事象発生時の 状況	発電所状態		原子炉出力	%
	停止時刻	時 分	炉心平均燃焼度	MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力	%	原子炉圧力	MPa (gage)
	原子炉温度	°C	原子炉水位	cm
	格納容器圧力	kPa (gage)	格納容器内水素 濃度(ドライ値)	%

8. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 _____

放出状況	放出開始時刻	日 : 頃	放出停止時刻	
	放出箇所		放出高さ (地上高)	m
放出実績評価		評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 _____ : _____)	希ガス	Bq/h		Bq
	ヨウ素	Bq/h		Bq
	その他 (核種)	Bq/h		Bq
排気筒モニタ		cps		cps
モニタリング ポスト	名称	立石	猪ヶ池	浦底
	nGy/h			
気象情報	天候		風向	
	風速	m/s	大気安定度	

9. 放射性物質の放出評価

評価時刻 _____

放出見通し	希ガス	ヨウ素	合計
	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量 の推定	方位	距離	被ばく線量
		km	mSv
		km	mSv

10. その他

--

7. プラントの状況

確認時刻 _____

事象発生時の 状況	発電所状態			原子炉出力	%
	停止時刻	時	分	炉心平均燃焼度	MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力			1次系圧力	MPa (gage)
	1次系(ホット レグ)温度			加圧器水位	%
	格納容器圧力	kPa (gage)		格納容器内水素 濃度(ドライ値)	%

8. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 _____

放出状況	放出開始時刻	日	： 僚	放出停止時刻	
	放出箇所			放出高さ (地上高)	m
	放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量	
放出状況の評価を 開始した時刻 (時刻 _____ : _____)	希ガス			Bq/h	Bq
	ヨウ素			Bq/h	Bq
	その他 (核種)			Bq/h	Bq
排気筒ガスモニタ				cpm	cpm
モニタリング ポスト	名称	立石	猪ヶ池		浦底
	nGy/h				
気象情報	天候		風向		
	風速	m/s	大気安定度		

9. 放射性物質の放出評価

評価時刻 _____

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降 の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量 の推定	方位	距離		被ばく線量
	外部全身被ばく			km mSv
	甲状腺被ばく			km mSv

10. その他

--

原災法第15条第1項に関する報告様式（事業所外運搬） (1/2)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第15条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子炉緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事象件名／E A L番号：

2. 事象発生場所：

3. 事象発生日時： 年 月 日 時 分 頃

4. 報告する内容（注1）

5. 発生事象と対応の概要（注2）

6. 緊急事態対策本部その他の事項の概要（注3）

(注1) 原子力緊急事態の内容を記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について、発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

原災法第15条第1項に関する報告様式（事業所外運搬）

(2/2)

7. 輸送容器の状況

確認時刻 時 分

事象発生時の 状況	輸送物の種類		使用容器の種類	
	出発地／到着 予定地		輸送手段	
現在の状況	火災の有無	有 · 無	爆発の有無	有 · 無
	漏えいの有無	有 · 無		
	特記事項			

8. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 時 分

放出状況	放出、漏えい 開始時刻	日 時 分 頃		放出停止時刻		日 時 分 頃	
	放出、漏えい 箇 所						
放射線量	距離 · 場所						
	nSv/h μSv/h						

9. 放射性物質の放出評価

評価時刻 時 分

放出見直し	放出評価時刻以 降の放出見直し			
最大地点の線量の 推定		方 位	距 離	被ばく線量 mSv

10. その他

--

原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表(BWR、PWR)

EAL区分	警戒事象(AL)			特定事象(SE)			緊急事態事象(GE)		
	EALNo.	指針番号	EAL略称	EALNo.	指針番号	EAL略称	EALNo.	指針番号	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	—	B⑩ P⑩	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	B⑬ P⑫	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	—	B⑩ P⑩	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	B⑩ P⑫	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	—	B⑩ P⑩	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	B⑩ P⑫	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	—	B⑩ P⑩	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	B⑩ P⑫	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	—	—	B⑩ P⑩	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	B⑩ P⑫	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	—	—	SE06	— 原子炉外臨界事故のおそれ	GE06	—	原子炉外での臨界事故
止める	11	AL11	B① P① 原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	—	GE11	B① P①	原子炉停止の失敗または停止確認不能
冷やす	21	AL21	B② P② 原子炉冷却材の漏えい	SE21	B① P① 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	B② P② 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能		
	22	AL22	B③ 原子炉給水機能の喪失	SE22	B② 原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	B③ 原子炉注水機能の喪失		
	23	AL23	B④ 原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	B③ 残留熱除去機能の喪失	GE23	B⑤ 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失		
	24	AL24	P③ 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	P② 蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	P③ 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能		
	25	AL25	B⑤ P④ 全交流電源喪失のおそれ	SE25	B④ P③ 全交流電源の30分以上喪失	GE25	B⑥ P⑤ 全交流電源の1時間以上喪失		
	26	AL26	B⑤ P④ 全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)	SE26	B④ P③ 全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)	GE26	B⑥ P⑤ 全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉)		
	27	—	—	SE27	B⑤ P④ 直流電源の部分喪失	GE27	B⑦ P⑦ 全直流電源の5分以上喪失		
	28	—	—	—	—	—	GE28	B⑥ P⑧ 炉心損傷の検出	
	29	AL29	B⑥ P⑤ 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	B⑥ P⑤ 停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	B⑨ P⑧ 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失		
	30	AL30	B⑦ P⑥ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	B⑦ P⑥ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	B⑩ P⑨ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出		
閉じ込める	41	—	—	SE41	B⑪ P⑩ 格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	B④ P④ 格納容器圧力の異常上昇		
	42	AL42	B⑪ P⑩ 単一障壁の喪失または喪失の可能性	SE42	B⑪ P⑩ 2つの障壁の喪失または喪失の可能性	GE42	B⑪ P⑪ 2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失の可能性		
	43	—	—	SE43	B⑫ P⑪ 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—	—	
	51	AL51	B⑧ P⑦ 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	B⑧ P⑦ 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	B⑪ P⑩ 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失		
その他警戒	52	AL52	B⑨ P⑧ 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	B⑨ P⑧ 所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—	—	
	53	AL53	B⑩ P⑨ 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	B⑩ P⑨ 火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—	—	
	54	—	—	SE54	— 特定事象にかかる緊急事態事象の発生	—	—	—	
	55	—	— (原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	B⑯ P⑯ 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	GE55	B⑯ P⑯ 住民の避難を開始する必要がある事象発生		
	事業所外運搬	—	—	XSE61	— 事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	— 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇		
	—	—	—	XSE62	— 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	— 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		
	—	—	—	XSE63	— 事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生	—	—	—	